

平成18年第1回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成18年6月20日 午前10時02分開議

出席議員

議長	55	番	大	関	久	義	君
副議長	14	番	畑	岡		進	君
	1	番	鈴	木		努	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	金	澤	克	彦	君
	4	番	蛭	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	佐	宗	裕	子	君
	7	番	成	田		正	君
	8	番	藤	枝		浩	君
	9	番	鈴	木	裕	士	君
	10	番	村	上		武	君
	11	番	鈴	木	貞	夫	君
	12	番	西	山		猛	君
	13	番	石	松	俊	雄	君
	15	番	鹿志	村	清	一	君
	16	番	海老	澤		勝	君
	17	番	萩	原	瑞	子	君
	18	番	飯	田	正	憲	君
	19	番	上	野	龍	一	君
	20	番	川	澄	清	子	君
	21	番	中	澤		猛	君
	22	番	川	崎	幸	助	君
	23	番	上	野		登	君
	24	番	菅	原		毅	君
	25	番	村	田	定	男	君
	26	番	箱	田	信	夫	君
	27	番	阿	内	武	臣	君
	28	番	高	安	勝	美	君

29	番	宮本	昇君
30	番	横倉	きん君
31	番	小磯	章一君
32	番	町田	征久君
33	番	枝川	永男君
34	番	市村	博之君
35	番	石田	好一君
36	番	野原	義昭君
37	番	赤津	榮之丞君
38	番	杉山	一秀君
39	番	斉藤	清英君
43	番	柴沼	一広君
44	番	小園江	一三君
45	番	須藤	勝雄君
46	番	常井	茂男君
47	番	竹江	浩君
48	番	石崎	勝三君
50	番	常井	好美君
51	番	海老澤	勝男君
53	番	山口	滋雄君
54	番	小池	忠君

欠席議員

41	番	大貫	千尋君
52	番	藤枝	一弘君

出席説明者

市長	長	山口	伸樹	君
教育	長	菅谷	輝夫	君
市長公室	長	永井	久洋	君
総務部	長	畑岡	直人	君
市民生活部	長	野口	直法	君
保健福祉部	長	加藤	繁木	君
産業経済部	長	青木	守夫	君
都市建設部	長	澤島	守夫	君

上下水道部長	早乙女 正 利 君
教育次長	塩田 満 夫 君
福祉事務所長	保坂 悦 男 君
合併管理室長	仲村 洋 君
笠間支所長	寺崎 滋 君
岩間支所長	成田 均 君
消防長	青木 昭 一 君
会計課長	郡司 弘 君
監査委員事務局長	西連寺 洋 人 君

出席議会事務局職員

事務局 長	鈴木 健 二
事務局 次 長	中田 明
次 長 補 佐	柴山 昭
主 査	飛田 信 一
係 長	山田 正 巳

議 事 日 程 第 3 号

平成18年6月20日(火曜日)

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時02分開議

開議の宣告

議長(大関久義君) 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は50名であります。本日の欠席議員は41番大貫千尋君、52番藤枝一弘君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議場が大分暑くなっておりますので、上着を脱いでも結構でございます。

議事日程の報告

議長（大関久義君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（大関久義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議長において、3 番金澤克彦君、4 番蛭澤幸一君を指名いたします。

一般質問

議長（大関久義君） 日程第 2、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、38 番杉山一秀君の発言を許可いたします。

杉山一秀君。

〔38 番 杉山一秀君登壇〕

3 8 番（杉山一秀君） さきに通告しておきました順に質問をいたします。

まず、合併の日の記念日設定について伺いをいたします。

このたび、さまざまな難局を乗り越えて、やっと合併にこぎ着けました。これからもっとよくなるのか、また悪くなるのかの勝負となります。とにかく 1 市 2 町の合併ができて、これからすばらしい笠間市が運営されますよう、だれも頑張らなくてはならないと思います。一部の人、合併した方がよかったとか、また一方では合併しなかった方がよかったとか、今でも語っている人もおります。しかし、合併をした以上、私たちが住みよいまちづくりを行っていかねばならないと思います。だれもが心をつなげて、どんどん活性化させていかねばなりません。

そこで考えますことは、ことしの 3 月 19 日に合併をいたしました、笠間市民が一体と

なって笠間市の発展と向上の精神を基本とした記念すべき日として、この日を笠間市の合併記念日として設けたらよいと思います。人はそれぞれ意義のある合併をした日など忘れ去ってしまいます。しかし、記念日を設定することにより、いつまでも忘れることなく、心を新たにすることも豊かなまちづくりにつながっていくのではないかと考えます。こうしたことも重要な地域活性化の一つと考えております。私たちが考えるのではなくて、多くの住民の希望でもありますので、合併記念日設定についての今のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、滝川池野辺線道路の新設についてお伺いをいたします。

合併の話し合いをした際に、合併をすれば合併特例債を使って滝川池野辺線の新設をするという話がありました。この道路ができれば、国道50号線や笠間市役所に来るのにも大変便利であります。また、この路線の地域の発展にもつながるとして大変期待しているところでございます。まさかつくらないわけではないでしょうから、いつごろから始まり、いつごろまでに完成予定としているのか、お伺いいたします。地域住民も楽しみに待っておりますので、はっきりとした、わかりやすいご回答をお願いいたします。

次に、笠間市立国保病院の運営についてお伺いいたします。

このたび合併してみて、この笠間市にも経営している病院があるのだなと思いました。聞くところによりますと、この病院内では担当する医者が足りず、これから探すしかないとか、経営が赤字で困っているとか、さまざま話を聞きます。

マスコミ等で、少子化のせい、全国的に見て産婦人科や小児科などの医師も少なく困っているという報道がされておりますが、しかし国保病院には産婦人科などはないにもかかわらず赤字経営と聞きました。笠間市には有名な茨城県立中央病院などもあり、とても便利であると地域の人は喜んでおります。こうした中で赤字を続けていたり、医者を探したりするのであれば、この際、笠間市での病院経営をやめてしまって民間にでも渡してしまったらよいと思います。

今まで運営をしていて大変残念に思うかもしれませんが、思い切った方法も地域活性化につながるのではないのでしょうか。この病院問題につきまして、今どのようにお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、ごみ袋の変更についてお伺いいたします。

合併前の旧笠間地区は、価格が安い上にとっても丈夫なごみ袋で大変便利なものでした。最近では価格も上がり、その上非常に薄くなりました。そのため、今話題になっているカラス等も、くちばしでつついてすぐ破れるなどと喜んで食べ散らかしており、大変困っております。ある地域では、黄色いごみ袋に変えることで、カラスが嫌って食べ散らかさないと報道されております。私たちの市内の人たちも、どうしてよいのか思案に暮れておりますが、こうした悩みを是正するのが大きな笠間市だと思っておりますが、現在どのように考えておられるのか、その理由などをお伺いいたします。

以上、4点につきお伺いいたしましたので、わかりやすいご回答をお願いいたします。

議長（大関久義君） 合併管理室長仲村 洋君。

合併管理室長（仲村 洋君） 38番杉山議員のご質問にお答えいたします。

本年3月19日に3市町が合併したことに伴い、合併記念日を創設し、毎年記念日を行うことにより新たな気持ちになり、このまちの活性化につながるのではないかという内容のご質問かと思えます。

旧3市町の市民がそれぞれの地域の特徴を尊重し、早い段階で一体的な笠間市民の一員として、お互いの信頼関係のもと新市の基礎を築いていくことは、大変重要なことと考えております。3月19日合併の日そのものにつきましては、笠間市誕生という事実とともに永久に歴史に残るものと理解しているところでございます。

このようなことから、合併日そのものを記念日として創設するのではなく、例えば市制施行5年目とか10年目、そのような形で記念式典を行うことも一つの考えではないかと思っております。よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 続きまして、滝川池野辺線の道路新設についての件についてお答えいたします。

本路線は、小原地内の国道50号から滝川地内を通り、旧市町村界をまたぎ、池野辺字太田切を通過し、県道真端水戸線に至る延長約3.6キロメートルの新設道路であります。

この道路は、合併協議会で旧市町を結ぶ幹線道路として位置づけ、地域の一体化を醸成し、早期の合併効果を高めるため、平成17年6月に地域再生法に基づき、国から地域再生計画の事業認定を受け、国庫補助金と合併特例債を使って整備を実施することとしております。具体的な取り組みとしては、国道50号から北側へ約1.1キロメートルの区間については、滝川地区の圃場整備事業にあわせ事業を進めることとしており、昨年度に一部測量調査に着手したところでございます。

また、旧笠間地区内の約2.5キロメートルについても、今年度からルート検討などの調査に入ります。

整備の完了見通しであります。用地の取得や50号の交差点部の改良、圃場整備事業との調整など進捗上いろいろ今後調整を要する内容がありますが、一つの目標として、六、七年を一つの目標として考えていきたいと思っております。

この整備により、笠間市北部地域と市役所、JR友部駅方面との連携が強化され、地域の一体化に寄与するものと期待できますので、今後とも事業の進捗に努めてまいります。

議長（大関久義君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 杉山議員からのご質問で、笠間市立病院の経営状況についてでございますけれども、まず初めに、「医師が足りず探すというけれども、全国的に見て大変少ないと思われ、見つけるのにとっても大変だと思う」という内容でございますが、

病院は外来及び入院患者をお預かりしますので、最低でも3名の医師を必要としております。しかし、前院長が退職後、現在の常勤医師は2名ということと、非常勤医師1名で診療を行っている状況であります。

医師の増員が必要とされておりますが、これまでも県及び自治医科大卒の医師に声をかけたり、国保連合会や全国自治体病院協議会、また民間の医師紹介会社等にもあっせんをお願いしておりますが、なかなか医師の確保には至っていない状況であります。

また、現在、日当直についても常勤の医師2名で行ってございましたが、大変激務なために、昨年より医師紹介会社のインターネット等を活用しまして、週末の医師当直などについてはできる限り臨時の医師で対応するようにしております。

これらの医師に当医院への就職も期待しているところでありますけれども、現在、そのような形には至っていない状況であります。今後ともあらゆる手だてを用いまして、医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問ですが、経営が赤字と聞いているが、いっそのこと民間に委託した方がよいのではないかということですが、市立病院は国民健康保険法第82条第1項に掲げてありますような形で、地域の健康、その他健康事業において必要な事業を努めなければならないということによりまして設置してあるわけです。国民健康保険その他社会保険の指針に基づき、模範的な診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施することや、笠間市における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与することなどを任務としております。

診察に当たりましては、次のような理念によって現在は行っております。

市の病院として地域に密着した医療を実施します。特に高齢者の方々が安心してかけられるような病院を目指しております。また、在宅医療を重視しまして、訪問診療を積極的に行いまして、自分の家で生活を続けたい気持ちを大事にしてまいりたいと考えております。

また、かかりつけ患者様の夜間、休日の急変には、まず当医院で対応し、より高度な医療が必要であれば、適切な病院等を紹介していきたいと考えております。

次に、患者様の容体に応じて必要かつ十分な投薬、検査を行うため、納得していただける説明を行ってまいっている状況であります。

次に、医療事故をなくすため、各職員が些細な変化も見逃さないように気をつけ、きめ細かなサービスを行うということをモットーに、現在経営を行っております。

このような理念のもとに運営しておりますが、議員ご指摘の、経営が赤字ならばいっそのこと民間にでも渡した方がよいのではないかということについては、今後、経営体のあり方についても十分検討してまいりたいと考えております。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

ごみ袋の価格が上がり薄く感じる、変更についてというご質問でございますが、この価

格につきましては、合併協議会の環境分科会におきまして、ごみ袋の統一を図ったものでございます。旧笠間地区の方は、10枚当たり45リットルが197円から200円になり3円上がりました。20リットルが123円から100円になりまして、23円下がっております。

なお、参考までに、本年4月からごみ袋を導入しました水戸市におきましては、10枚当たり45リットルが300円、20リットルが150円となっております。

今回の単価統一によりまして、不燃ごみの処理券も変更しております。旧笠間市におきましては、10枚当たり500円が400円になり、旧友部、岩間町では200円のものが400円に変更されました。

また、ごみ袋が薄く感じるとのご質問でございますが、ご指摘のとおり、厚さにつきましては、旧笠間市で使用しておりましたものは0.03ミリで、旧友部、岩間町で使用していた現在のごみ袋は0.025ミリで約0.005ミリほど薄くなっております。この厚さに関しましては、ごみ袋も最終的にはごみとなってしまいますので、ごみの減量化を図ること、また強度につきましてはJIS規格に適合しており、旧友部、岩間町におきましても、平成12年度より使用してまいりました。

今後、ごみ袋の色や強度につきましては、各方面からご意見が出ておりますので、1年間の使用状況を踏まえ考えてまいりたいと思います。

議長（大関久義君） 38番杉山一秀君。

38番（杉山一秀君） 今、それぞれ質問に対してご説明をいただきました。

一つ目は合併の記念日でございますが、5年ぐらいにお祝いをやるということでございますので、もう少し考えたいと思います。

それから、2番目には道路のことでございますが、小原地区、滝川地区の、池野辺でもそうですけれども、水戸真端線につながるような道路をことしから調査をするということでございますから、できるだけこを通ったらいいかということをお客さんと相談をしたいと思っておりますので、ぜひともこの点は忘れないでやっていただきたいと思っております。

次に、3番目には病院のことでございますが、聞くところによりますと、医者が足りなとか、また、赤字だとかという話を随分みんながするわけでありまして、この件につきましても内容は全くわからないわけでございますので、一生懸命に係の人が頑張っているとは思いますが、これからもそういうことのないように、赤字にならないように、ぜひとも頑張りたいと思います。

それから、4番目のごみ袋につきましては、国で定めたとか、県で定まったとかということですので、どうにもならないでしょうけれども、お客さんの中には非常に薄くなって困ったなということがあって、ごみを散らかされて困ったということでございます。ごみの減量化につきまして、もう少し改良をする必要があるのではないかと。

あるところによりますと、黄色いごみ袋を使うとカラスなどは来ないよということでございますが、そういうお考えがあるのかどうか、1点だけお伺いをいたします。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） ごみ袋の色の改良とのご質問でございますけれども、水戸市では本年の4月から黄色いごみ袋を使用しております。報道でも、黄色を使うとカラスの方では中が見えないとかという話も聞いております。それらにつきましては、水戸市あたりの状況を踏まえながら、今後検討してまいりたいと思います。

また、カラス対策ですけれども、やはりごみ袋が厚い薄いに関係なく、カラスの方は穴をあけてしまうと思います。そういうことに関しましては、中が見えないようするには、新聞紙で囲むとかすれば見えないのですが、それがネットとかごみの集積所の補助等がありますので、そういうのも地域の方々に工夫してつくっていただいて、カラス対策をお願いしたいと思います。

議長（大関久義君） 以上で、38番杉山一秀君の質問が終わりました。

次に、1番鈴木 努君の発言を許可いたします。

1番鈴木 努君。

〔1番 鈴木 努君登壇〕

1番（鈴木 努君） 1番鈴木 努でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

山口市長は、今回の市長選挙の際に、四つの基本姿勢を掲げておられました。一つ目が公平公正なまちづくり、二つ目が住民との対話、連携協働、三つ目が開かれた市政、情報公開。そして、四つ目が行財政改革の断行という四つの柱を基本姿勢としながら、その取り組むべき重点項目として、以下9項目を掲げておられました。ちょっと確認をさせていただきますと、一つ目に行財政改革の断行、二つ目に安全・安心な生活環境づくり、三つ目、医療福祉の充実、四つ目、未来を担う人づくり、五つ目が活力ある産業の育成、六つ目に日本一の文化観光都市の形成、七つ目、都市基盤の整備充実、八つ目に、男女共同参画社会の推進、そして、九つ目に市民による行政参加の推進の以上9項目でございました。

今回、めでたく当選をされました。現在はその目標実現のために掲げた項目の具体的な施策を検討中であると思われまます。

また、今定例会の施政方針演説の中にもございましたが、山口市長が笠間新時代宣言と称して掲げられたこれらの項目の内容の中から、行財政改革の断行についてと、医療・福祉の充実についての2点、それから、そのほか人口減少社会を迎えての地方の過疎対策についての問題、計3点についてお伺いをいたします。

まず、1点目ですが、重点項目の筆頭に掲げられておられます行財政改革の断行ということですが、山口市長がマニフェストの中で示されていた行財政改革の施策の説明をしていただきながら、特に優先的に取り組むべき課題はどのようなものとお考えか、お伺いをいたします。

二つ目に、医療・福祉の充実についてお伺いをいたします。

市長は、やはりマニフェストの中で医療・福祉の充実を掲げておられます。特に、今後さらに急激に進む高齢化社会の到来に備えて、機能障害や認知症等の介護予防に関する施策も、今後の社会保障費の軽減を図る上で大変重要な問題となってくるものと推測されます。本年4月より予防介護に重点を置いた改正介護保険法が施行されましたが、特に市長は、介護予防に今後どのような施策を展開していくことを検討されているのか、お伺いをいたします。

それから、3点目ですが、今、人口減少は日本の多くの地域にとって21世紀最大の課題であるといわれております。特に、過疎という問題が重なる地方の地域にとっては、死活問題となり兼ねない大変重要な問題であります。現在の日本の人口は約1億2,800万人ですが、国立社会保障人口問題研究所が出生率推計から算出した人口予測では、44年後、2050年には2,800万人から、場合によっては3,600万人もの人口が減ると推測されております。

このような中、今、全国では団塊の世代移住のプロジェクトなるものが検討、実施されてきております。大都市圏に住んで定年退職を迎える団塊の世代向けに、地域の自然環境や居住性、生活コスト等売り物にしながら、地方に移り住んでもらおうという試みであります。高齢者を呼び込むと財政負担が重くなるということを言われる方もおられます。また、要介護の人たちが来ると、介護保険の公的負担の4分の1が地元市町村なので、それだけでなく財政がきついのにとんでもないというような意見もありますが、これらを勘案して、北海道では、高齢無職世帯が移住した場合の生涯の経済波及効果と、それに伴う社会保障費の公的負担額を算出をしております。

それによりますと、3年間で3,000世帯の60歳の無職世帯が移住した場合に、経済効果5,700億円に対して、社会保障費などの公的負担が1,200億円にとどまると試算がされております。

また、日本にいる要介護認定者約400万人のうち、8割は75歳以上が占めていることからすれば、まず60歳代は非常に元気であり、70代後半以降には要介護者がふえてまいります。定年退職して亡くなるまでに介護が必要になるのは2割未満、8割以上の人は亡くなる直前まで元気で暮らしているというのが実態のようであります。

そういう中で、地域は、高齢者がふえると社会保障負担が増大するのではなくて、比較的元気な高齢者は大きな消費主体になると考え、定年退職したらすぐに来てもらえるような施策を考える必要があると思われれます。

ちょうど笠間市にはクラインガルテンという滞在型市民農園があります。これらの施設の利用促進を、笠間地域の自然環境を宿泊しながら手軽に楽しんでもらい、将来的な移住につなげていける重要な施策と思っております。このように、団塊の世代を呼び込む施策を展開することは、文化観光都市づくり、活力ある特産品づくりにも波及効果をもたらすのではないかと考えますが、どうしても社会保障費との兼ね合いが出てくるものと思われ

ますことから、福祉の専門家としての考え方を交えて、人口減少対策としての団塊の世代移住プロジェクトについてどのようなお考えがあるか、ご答弁をいただきたいと存じます。

以上、3点についてお伺いをいたします。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 鈴木 努議員の質問にお答えをいたします。

まず、行財政改革についてであります。

鈴木議員おっしゃるとおり、私は今回の市長選挙の公約といたしまして、行財政改革の断行について6項目を掲げさせていただきました。

まず一つには、市の事業を抜本的に見直し、歳出の削減、施策の重点化を進めます。二つ目には、人件費を抑制し、人事評価制度を導入すると。三つ目には、いわゆる合併後は新しくなりました笠間市民病院の経営形態を見直すと。四つ目には、公立の幼稚園、保育所の運営形態を見直すと。五つ目には、NPO法人及び指定管理者制度及びPFI制度の有効活用を進める。六つ目には、市長の給与を削減する。この六つの項目を掲げさせていただきました。

その中で、特に市長の給与の削減につきましては、既に20%削減する条例改正案を今定例会に提案をさせていただいております。

また、いわゆる市民病院の経営形態、公立幼稚園・保育所の運営形態の見直しについては、7月1日から行政改革推進室を設置いたしまして、行財政改革を推進するための組織を強化し、公立施設の運営形態について調査検討をしてみたいと考えております。

市の事業の抜本見直しにつきましては、事業の緊急性、必要性を再検討し、実施すべき事業を見直すとともに、コスト意識の徹底、過大投資等の回避など、歳出を抑制するための経費削減を徹底してみたいと考えております。

また、NPO等の法人につきましては、行政と協働で行政サービスの一部を補完していただけるよう、NPO法人の設立から支援をしてみたいと考えております。

指定管理者制度の導入につきましても、法律の経過期間が9月2日までと迫りましたので、現在、制度の導入の指針を設け、各施設に運営方法について見直し作業を行わせているところであります。

人件費の抑制につきましては、本年度定員適正化計画を策定し、職員の定員管理に努め、一定期間内で人件費を抑制してまいります。

人事評価制度につきましても、職員の勤務評定を今年度中に導入する予定であります。

次に、医療・福祉についてであります。高齢化社会が到来し、将来の日本の高齢化人口は、国民の4人に1人が高齢者になると予測をされております。高齢者が生きがいを持って生き生きと健やかに暮らすことができるような地域をつくり上げることが、私にとっての責務であると認識をしております。

介護保険事業を初め、介護予防や生きがいづくりの一環として、在宅で体の不自由な人

で適切な歯の治療が受けられない高齢者を対象に、旧笠間市においては、歯科医師会の協力のもと、医師が自宅を訪問して口腔衛生や治療を行う、いわゆる訪問歯科診療制度を立ち上げました。現在、旧友部町でもこの制度を導入しております。この制度を活用していただくことによって、今まで歯の治療ができないため食べることに不自由を来していた人たちに大変喜ばれていると同っております。本年度からは、旧岩間町においてもこの制度を普及するために、歯科医師会、在宅介護支援センター、ホームヘルパー等々と連携をし、制度の周知を図って全地域で実施してまいりたいと考えております。

介護保険制度につきましては、平成18年4月から新たに新予防給付の創設、地域支援事業の創設、介護報酬の改正等が行われたところでございます。その中でも、地域支援事業につきましては、特定高齢者、一般高齢者に対する予防サービス事業について、新しく地域包括支援センターが創設されたことに伴い、介護予防ケアプランの策定、評価、地域支援の総合相談、権利擁護、虐待の早期発見、防止などの事業を実施してまいります。

また、介護予防一般高齢者施策として、地域において自主的な介護予防活動が広く実施されるよう、シルバーリハビリ体操指導士等の活動の育成、支援を行っていきたいと考えております。現在、シルバーリハビリ体操指導士につきましては、25名の方が今年度中に研修を終了する予定であり、今後、介護予防に向けた事業を展開してまいりたいと考えております。

また、高齢者の自主活動につきましては、介護予防の観点からも重要でありますので、各高齢者クラブ等への助成を実施するとともに、住みなれた地域で生きがいのある生活が送れるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

また、子育てサポート制度につきましては、現在、社会福祉協議会に委託し、利用会員の緊急時の一時的預かり、例えば保護者が病気等になり保育所への送迎ができないとか、保育所から帰宅後の子供の預かり等を実施しております。

今後、身近な地域において気軽に利用ができるよう、育児相談支援活動を実施してまいりたいと考えております。

放課後児童クラブにつきましては、15カ所で3年生までを対象に実施していますが、4年生以上の児童まで入所範囲の対象とした場合、小学校の空き教室の関係で教室の申請をする必要があるために、段階的に考えていきたいと考えております。

障害者の自立と社会参加につきましては、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成18年4月から障害者自立支援法が施行されました。これまで身体、知的、精神と障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供をされてきたサービスを一元化し、障害者に共通の福祉サービスを提供し、障害者が地域社会で自立した生活が営めるよう、さまざまなニーズに応じた各種サービスの充実を図ってまいります。

障害者自立支援法の目指すポイントの一つとして、就労支援があります。障害者が働ける社会にするため、職業安定所との連携を密にし、雇用の拡大を図ってまいりたいと思

ます。

また、そのための訓練給付が充実したサービスとして提供できるよう、努めてまいりたいと考えております。

さらに、市町村が実施する地域生活支援事業として、社会参加を促進するためのコミュニケーション支援、児童支援、相談支援があり、一人一人の利用者に対して、身近なところで効果的、効率的なサービスが提供できる仕組みを構築してまいりたいと思います。

また、ユニバーサルデザインの普及については、子供から高齢者、障害のある人もない方も、すべての方に優しい、いわゆる人に優しいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

市民の健康づくりにつきましては、健康づくりについて市民の間でも非常に関心が高まっております。生き生きとした健康な生活を続けるためには、まず、食生活が重要であるとの視点から、国において先般、食育基本法が制定されたところでございます。食育については、推進活動を進めてまいりたいと思います。

また、市においては、市民や団体の代表者で構成する協議会で、それぞれの役目や健康づくりを協議し、総合的に進めてまいります。特に、民間主体で組織しております市民会議や食生活改善推進員等と連携をし、子供から高齢者までを対象に、幅広く健康づくり運動を推進してまいりたいと考えております。

次に、団塊の世代の移住についてお答えをいたします。

2007年問題といわれる団塊の世代の退職が現実となってまいりました。他県では、首都圏を中心に退職する団塊の世代の移住取り組み作戦が目立ってまいりましたが、本県においては、まだ具体的な施策は取り組んでいないと伺っております。

総務省の人口減少自治体の活性化研究会は、大都市に住む団塊の世代の移住促進を柱とした地方活性化策をまとめ、1947年から49年に生まれた団塊の世代が大量退職を迎える今後は好機ととらえ、健康的な暮らしや自己実現を願う人々を地方に積極的に受け入れることを提唱しております。定年後田舎に住むか都会に住むかは、便利さと自然の豊かさとのトレードオフと考えられます。これからの時代は、地方都市がそれぞれ個性を持つようになり、多くの定年者が地方都市に移り住むような時代が来るものと、私も思っております。

笠間市においては、昨今、陶芸を通じて、あるいは滞在型市民農園を体験された方々で、笠間市内に古民家あるいは新居を求め生活を始められた方がございます。今後も笠間市のすばらしい自然環境の中で、実体験等をきっかけに、団塊の世代はもちろん、老若男女多くの方々が地域に根差せるような環境と施策を展開し、定住者の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢化が進むことで年金、医療、介護などの社会保障費が増加して、国民の負担が増大することも懸念をされますが、団塊の世代が長年にわたり蓄積してきた知識や技術を生かして、NPO法人初め組織づくり、ボランティアづくりの支援活動の牽引役として

活躍をしていただければ、大変よろしいのではないかと考えております。

そのことが、地域あるいは市全体の活性化につながるものと私も考えておりますので、まだ具体的なプロジェクト等についてはございませんが、積極的に今後検討してまいりたいと考えております。

議長（大関久義君） 1番鈴木 努君。

1番（鈴木 努君） ありがとうございます。

現在のような大変な財政危機の中で、さらに行政サービスを向上させていくためには、大変思い切った行財政改革の断行が必要不可欠というところであります。行政運営に当たっては、これまでおくれをとってしまっているような生活関連の都市基盤整備など、恒久的な施設整備にかかる事業費は永久的にふえ続けるものではないために、事業費推進による必要経費の増加はやむを得ないのであります。毎年一定に支出されていく人件費を中心とした経常経費の思い切った削減こそが、行財政改革の基本であると考えております。また、今お話にあったように、この行政のスリム化という点で、民間に移行できるものは、早急に行政の手から切り離していくことが必要であるとも思われます。

行財政改革については、国から地方公共団体における行財政改革のための新たな指針がおりてきております。一刻も早く、思い切った内容の集中改革プランを策定していただきまして、業務改革に邁進をいただくことをご期待申し上げます。

今、地方自治体を取り巻く情勢は大変厳しい状況であります。自主財源の確保、そして人口増加策、都市基盤整備、先ほどの医療福祉の充実など、新笠間市にとっても、これから取り組んでいかなければならない課題が山積みされております。

そして、こんな時代だからこそ、新笠間市民はそのかじ取り役を山口市長に託したわけでございますから、山口市長におかれましては、選挙の際に笠間新時代宣言と称して掲げられたマニフェストを基本に、さらに市執行部とより深く検討を重ねていただき、よりよい新市総合計画を策定、さらには、その計画実現に向けて全力でお取り組みいただくことをお願い申し上げます。私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（大関久義君） 1番鈴木 努の質問が終わりました。

次に、17番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

萩原瑞子君。

〔17番 萩原瑞子君登壇〕

17番（萩原瑞子君） 17番萩原瑞子でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、山口市長に一言申し述べさせていただきます。

先ごろの市長選挙におかれましては、厳しい戦いの中、多くの市民のご支持を得て新笠間市の初代市長にご就任されましたことを、心からお喜びを申し上げます。大志をお持ちになられて行財政改革を断行していただけることをご期待いたします。

それでは、一般質問に入ります。

職員の適正配置についてお伺いをいたします。

私は、笠間が住まいですので、笠間支所に行く機会が多くあります。その中で本庁と支所との連携が密にとれていないことを垣間見ることがあります。この点については、市民からも苦情として寄せられております。

また、長期休暇をとられている職員が市民と直接かかわる係に配属されており、市民サービスが手薄になっているようにも思えます。休暇取得の職員が安心して療養に専念し、一日も早く復帰できるような配置と、本庁と支所における配置をどのようにお考えを持っておられますか。

通告はいたしませんでしたが、笠間市のこれからの行政を考える上で、専門的知識を持った方の採用は急務ではないかと思えます。団塊の世代といわれている方たちが来年退職されますので、これらを踏まえて、中途採用で高い知識と安い賃金で働いていただけるのではないかと思えます。職員の適正配置について、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、職員におけるボランティアの育成についてお伺いをいたします。

市長は、施政方針の中で、行政サービスの一部を市民の皆様と協働で行っていきたいと申しております。それには職員の姿を市民活動の中に位置づけることが大切ではないかと思えます。職員の中には同好会、少年スポーツ等で指導を長年なさっていらっしゃる方もいらっしゃいます。もっと多くの方が積極的にボランティアに参加することにより、市民の理解を得られるのではないかと思えます。ボランティアの育成について、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、ごみ袋についてでございますが、これは先ほどのご答弁の中で内容は把握できました。

私は、このごみ袋が決定されていく、その過程が大切かと思えます。市長は施政方針の中で、意思決定、政策決定の経緯を公開していくと申しております。すなわち、一人一人が責任を持って仕事をするということだろうと思えます。たかがごみ袋、されどごみ袋です。すべて決定するときには、慎重なる議論を持って決定してほしいと思えます。ご答弁は必要ありません。

最後に、県立中央病院における産科・小児科診療の設置についてお伺いをいたします。

市内には産科・小児科病院が少ないため、子育てに不安があり、24時間受け入れの総合病院での診療を希望している方が大勢いらっしゃいます。これらの医者不足は全国的に真剣な問題となっておりますが、市民の安心な生活を守る市といたしましては、市内にある唯一の総合病院である県立中央病院に、産科・小児科の診療の設置を強く要望すべきと思えますので、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、3項目のご答弁をお願いいたします。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 萩原議員の質問にお答えをいたします。

まず、職員の適正配置についてであります。今回の3市町における合併は、市民を初め職員及び関係者にとって、まさしく今までにない体験であり、想定される状況の中でいかに住民のサービスの低下を招かぬよう、本庁と支所の機能を考え、それに合わせた職員の配置をされたと同っております。ただ、当初想定されたこと以上の事柄や現状を見た中では、不都合な部分も出てきておりますので、これからの職員の配置等に反映をさせていきたいと思っております。

また、私自身も、行政は最大のサービス機関でなければならないという認識を持っております。

次に、長期休暇、長期休職者の窓口及び現場配置による市民サービスへの影響についてでございますが、現在、消防職員を除く一般職員の中で長期休職者はありませんが、育児休業及び産休を取得している職員が10名ほどおります。それらの部署においては、必要に応じて人事の配置、または産休代替臨時職員等により対応しているところでございます。

また、疾病等により療養休暇を取得している職員ですが、現在8名ほどおります。病気やけがは事前に予測できない部分もあり、その状況に応じて対処しているところであります。短期間であれば課内での対応、長期になれば臨時職員または休職扱いによる人事の配置等で、市民のサービスの低下を招かないよう十分努めているところでございますし、今後もそのように行っていきたいと考えております。

次に、職員におけるボランティアの育成についてでございますが、ボランティアそのものは、みずからの意思に基づいて自分でできることを、できる範囲の中で行うことであると、私は思っております。強制されてやるものではないと考えております。

既に地域の中で、職員では消防団やスポーツ少年団の指導など、活動に多くの職員が積極的に参加をしているところでございますが、市の事業や関連する事業、イベント等、または社会事業の中に参加し、市民の皆さんのご意見や考え方をお聞きすることは、市民との連携を考えるよい機会でもあり、ボランティアとは別に市民との協働という意味でも、今後とも積極的に参加を促し、市政のサービス向上につなげてまいりたいと考えております。

もう1点、県立中央病院に産科・小児科診療の設置についてでございますが、ご承知のとおり、2004年4月より医師研修制度改革が始まり、新卒の医師の臨床研修制度が義務化され、同時に研修の方法も変化をいたしました。これまで研修医は各大学に所属し、研修先の病院へ派遣されるのが一般的でありました。しかし、制度改革により研修医と病院がマッチングで研修先が決まるようになり、研修医の希望が中央の有名病院に集中するようになり、その結果、大学病院は人手不足となり、大学が医局の医師不足を補うために、病院に派遣していた医師を引き上げるケースがふえております。県立中央病院においても、これまでの産科医師がすべて大学に引き上げられ、現在、患者の受け入れができない状態

となっておるわけでございます。

また、小児科についても、同じような状況にあり、現在、診療は非常勤医師が対応しているため、当直体制がとれず、入院ができない状態となっております。県立中央病院としても、また、県としても、医師確保の対策としてさまざまな取り組みをしております、早くもとの診療体制に戻したいと院長からも伺っております。

笠間市といたしましては、市民の安全な生活生命を守るためには、この現状を改善するために県に対して、早急にもとの診療体制がとれるように、強く要望をしまいたいと考えております。

議長（大関久義君） 17番萩原瑞子君。

17番（萩原瑞子君） ありがとうございます。

適正配置の中で、通告はしておりませんでしたけれども、専門職の採用ということで申し述べさせていただいたのですが、その考えと、あとはボランティアですけれども、笠間市内で本当に多くの市民の方がボランティアをしております。職員の方たちも、見ていると、いろいろなイベント等に出られて一生懸命やっている人も本当によくわかりますけれども、まだまだ全体としては少ないように思いますので、どうぞ笠間市役所内でそのような機運を高めていただけるような雰囲気、市長にはつくっていただきたい思います。

最後に、中央病院の産科・小児科ですけれども、本当にこれは私たち笠間で生活している者にとっては大変大きな問題だろうと思います。少子化問題は国としても取り組んでおりますけれども、今のところ何らこういったよい結果が出る政策はできていないような気がいたします。出生率も全国平均よりも茨城県は低いのですね。ちょっとそれには私もびっくりしたのですけれども、ぜひとも少子化をとめるためにも、この産科、小児科の設置を市長からも強く要望してほしいと思います。

専門職の採用についてはいかがでしょうか、済みません、もう一度ご答弁いただければと思います。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 専門職の採用につきましては、今後、例えば土木職とか福祉職とか、そういうものについては特に専門職が必要になってくるのではないかと、私もそのように考えております。

また、中途採用については、目的がしっかりとして、何を仕事としてやるんだということが明確であれば、そういう場合も出てきてもよろしいのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたい思います。

また、ボランティアにつきましては、職員もその重要性については十分認識をしておると思いますが、その認識を深めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

議長（大関久義君） 17番萩原瑞子君。

17番（萩原瑞子君） まだ時間がありますので。

今、市長の、専門職の採用をこれからも考えていかれるというご答弁をいただきましたので、ぜひとも、本当にこれから福祉の分野がより一層大切になっていかれると思います。障害者の方が窓口で相談に来られたとき、担当の方というのは二、三年で、もしくは五、六年で配置がえになりますよね。福祉もそれと同時に、改革がいろいろと進んでおります。そういうときに、やはり専門の方が窓口で対応されるということが、市民の安心な生活を守ることだろうと思います。社会福祉士の採用を初め、福祉の分野でもって多くの専門職の方がおられますので、どうぞその点の採用も考えていただきたい思います。

以上で質問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（大関久義君） 17番萩原瑞子君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。11時10分に再開いたします。

午前11時01分休憩

午前11時12分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

11番鈴木貞夫君。

〔11番 鈴木貞夫君登壇〕

11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従いまして、一般質問を行います。

新笠間市の初議会における市長の施政方針について、大きな関心を持って聞いておりました。が過去の開発中心の姿勢、積み重なった市債への考えが見られず、行財政改革を中心として市民生活への施策が見られないのが残念です。今日の社会は、大企業を中心に大きな利益を上げ好調かに見えます。市長もこの施政方針の中で、大企業の好調さが家庭にまで反映していると述べております。しかし、市民の生活は、その実態はどうなっているのでしょうか。先週に、市民税の通知とともに「税制改革のお知らせ」なる文書が配布されました。これは全世帯に配布されたと思います。そこには、高齢者控除の廃止等、増税となる5件が示されています。

小泉構造改革による社会保障の連続的改悪、増税を如実にあらわすものではないでしょうか。格差の拡大、貧困化が今、社会問題化しているのが現実です。このようなときに、新市の市長となった山口市長に、市政運営についての何点かをお尋ねしたいと思います。

まず、その第1点は、笠間市の将来的な人口の規模をどのように見て、今後の構想を持っているかということであります。

市政の運営上、人口規模に合った計画が必要だと思えます。これまで人口増を過大に見てきた傾向があったのではないのでしょうか。将来どのような人口規模を持った市とするの

か、それが計画の中心にあると思いますが、残念ながら施政方針の中ではそれが示されておりません。伺います。

合併により、人口、面積ともに大きくなりました。ともすると中心地が発展し、周辺地域が残されるという、過疎になり兼ねないということが懸念されております。私は今まで笠間市の中山間地を生かした発展ができないものかと絶えず言ってきました。農林業、石材、陶芸等、地場産業を発展させる政策が必要不可欠と思いますが、見解を伺います。

2番目に、行財政改革を行うとしていますが、市民への負担増とならないか、地方自治分権が進めば、市の行政量は増加することは明白であります。また、この地方自治の分権が進む中で、行財政改革を職員のリストラを中心とする賃金の抑制や、それに伴う臨時職員の多数雇用を行うようなことは、行政の継続性、職務への意欲の低下を招くと考えられます。今回の予算案の中には数多くの臨時職員の採用が計画されております。

次に、市民生活を守る上で地方自治体の行政の役割は大きく、市民生活にかかわる教育や福祉、医療等のサービスの低下を招くような行財政改革は行うべきではないと思いますが、どのように考えられておられますか。

次に、合併特例債の問題です。

合併特例債を136億円と合併協議会は決めておりました。しかし、その使用目的、事業等が明確になっておりません。どのようになっているのでしょうか。

市の負債残高は年間予算を上回っていますが、その原因をどのように考えておられるのでしょうか。負債増となる合併特例債の使用は慎重であるべきと考えますが、どうでしょうか。

次に、介護及び国保税の問題について一部お尋ねします。

4月から介護保険が増税されましたが、実質的には5段階となっています。第1段階の人には負担が重く、改善することが必要と思いますが、どうでしょうか。

さらに、国保税は6月以降に見直しがありますが、旧3市町間で異なります。殊に資産割は調整が必要であると思いますが、どのように考えておられるのでしょうか。

また、国保の滞納者は20%を超えております。特に経済的に厳しい世帯への減免措置が必要と思われませんが、どのようになっているのでしょうか、考えをお聞きしたいと思います。

次に、エコフロンティアかさまについてお尋ねいたします。

市長は、県議時代にエコフロンティアかさまの建設を進め、現在は事業団の理事となっているものと思われま。福田地区や市民の多くが施設に不安を持ち、反対し、操業中止の裁判中でありま。今もって地元との協定、いわゆる四者協定が結ばれないような状態になっている現状をどのように認識しておりますか、お尋ねいたします。

また、市には旧笠間市に監視委員会というのが存在しております。そこには「除く原告団」としてあり、人権が無視されております。新しい市になった今日、監視委員会の監視

委員の選出をやり直すべきではありませんか。

開かれた処分場と宣伝しておりますが、情報開示は不十分であり、市は現状を常にどのように把握しているのでしょうか。

エコフロンティアかさまができたときにも、このような処分場ができて、ごみをどんどん持ってきてくれということを行った人もおりますけれども、これからはごみの減量化に取り組むことが重要な施策になるのではないのでしょうか。どのような施策を持っているか、以上、お伺いいたします。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） それでは、鈴木貞夫議員の質問にお答えをいたします。

笠間市の人口規模と今後の構想についてでございますが、初めに、市政運営上、将来人口規模をどのように考えているのかというご質問ですが、平成2年以降、国勢調査のデータから見ますと、平成2年の国勢調査による3市町の総人口は7万7,782人、5年ごとでございますので、平成7年には3,121人増加して8万903人、平成12年には1,455人増加の8万2,358人と増加の傾向にございました。平成17年には884人減少し8万1,474人となりました。この減少になりましたことは、茨城県の総人口についても同じ傾向でございます。

6月1日には、平成17年人口動態統計月報年計（概数）が厚生労働省から発表されました。この中で、明治32年以降初めて出生数が死亡数を下回り、自然増加率がマイナスとなり、予想以上に早いスピードで人口減少時代に突入したといわれております。笠間市としては、人口減少時代に対する施策を定め、その効果とあわせデータの集積、分析を行い、総合計画に反映していきたいと考えております。

次に、行財政改革についてお答えをいたします。

笠間市においても地方分権型社会の実現のために、地方にできることは地方にゆだねるという原則のもと、国、県からの事務移譲がなされております。また、少子高齢社会が進み、子供や高齢者の視点と時代の要請に基づく幅広い行政課題が出現し、職員の増加要因がふえる環境の中で、効率的な行政運営と財政の健全化をすることが最も重要なことであると認識しております。

笠間市においては、行政改革大綱を平成19年3月までに策定する予定となっておりますが、その際には、単に効率性、経済性による人員削減、歳出削減を図るだけでなく、住民の視点で満足度の高いサービスと個性にあふれる質の高い政策を提供できる、簡素で効率的な行政システムの構築を検討してまいりたいと考えております。

臨時職員の雇用につきましては、行政需要の多様化に伴い、事務量も増加傾向にあることは、さきに述べたとおりであります。厳しい財政事情の中で定型的な事務や裁量判断、政策判断の伴わない事務、また一時的に発生する事務や勤務形態が短時間である職員については、嘱託、臨時職員で対応することとしております。今後もそのような取り組みをし

てまいりたいと思っております。

行政改革につきましては、新たに行政改革推進室を設置し、行財政改革に全力で取り組んでまいりたいと思います。経費の全般的な抑制、組織のスリム化、効率化、事務事業の目的、目標の明確化、公共事業の規模、内容、効果などを精査していかなければなりません。取り組みの過程においては、改革に伴うサービス低下を招かないよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、合併特例債と負債残高についてでございますが、まず、合併特例債の使用目的、事業についてでございますが、新市まちづくり計画にうたわれておりますように、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」を実現するため、都市基盤の整備や教育文化の充実などの事業実施に合併特例債を使用していくこととしております。

負債残高の原因につきましては、一般会計の起債残高のうち3分の1が減税補てん債、臨時財政対策債など国の制度によるものであります。これらの起債が残高増の大きな要因になっております。ただし、これらの起債の元利償還に当たっては、交付税により予算措置されるものであります。

また、合併に伴い、常備消防分の起債が新たに加わっております。

合併特例債の使用に対する考え方につきましては、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」を実現するためには、各種事業の実施に際し、償還時に70%の交付措置がある合併特例債を使用することは必要であると考えております。ただし、100%交付税措置されるわけではありませんので、事業の必要性や事業内容の検討を行い、将来の負担を軽減するよう努力をしてまいりたいと考えております。

次に、エコフロンティアかさまについてでございます。

鈴木議員おっしゃるとおり、県議時代にも環境保全事業団の理事をしておりますし、先般も改めて、笠間市の市長として環境保全事業団の理事に就任をしたところでございます。

平成13年12月18日に公共処分に関する基本協定が締結され、その協定書を受けて、地域振興や生活環境の保全について明文化されていますが、四者協定につきましては、まだ締結に至っていない状況であります。

しかし、地域振興事業の実施や地域環境整備については、協定が締結されていない状態であっても、県や事業団、市はこれを遵守しております。四者協定の細目には、この協定が締結されていなくても実施できる地域振興事業として13項目の事業が掲げられております。現在行われている幾つかの地域振興事業は、この細目の13項目の規定が根拠になっているものでございます。市といたしましては、地元の方々にエコフロンティアかさまの安全性を十分理解を求めながら、四者協定の締結に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

次に、監視委員会についてでございますが、エコフロンティアかさま監視委員会は、平成16年12月20日に設置いたしました。福田地区5名、隣接地区である大淵地区、大橋地区、

飯田地区から各1名、そして市民代表1名、学識経験者として各種団体から選出された4名の計13名の委員によって構成をされております。

その活動内容は、エコフロンティアかさまが安全に約束どおり稼働しているかどうかを公正な立場から監視していくものであります。そして、監視結果に基づいて、改善を要すべき点があれば、事業団に対し改善等の要請を行っていくものであります。

このように、委員会は現在稼働中の施設稼働の安全確保について、監視活動をしていくものであります。原告の方々は、施設の建設や操業そのものに反対していることから、監視委員にはなり得ません。今後も監視委員会の要望に基づき、適正かつ効果的な監視活動が行えるよう努力をしてまいります。

次に、情報開示についてでございますが、エコフロンティアかさまの情報開示につきましては、エコフロンティアかさまの入場口に、電光掲示板によりモニタリングした結果の掲示を行ったり、昨年9月26日からエコフロンティアかさまの独自のホームページの開設などを行い、情報の提供に努めております。

また、市においても、笠間市監視委員会を毎月開催することや、市職員の派遣など行い、エコフロンティアかさまの状況把握に努めております。情報公開につきましては、地元福田地区に事業団から随時報告をしておりますが、今後は市報や監視委員会の監視した結果なども、広く住民の皆様にご報告してまいりたいと考えております。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 11番鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

介護保険料につきましてのご質問をいただきました。

介護保険料の決定に至りましては、旧3市町の医療関係者、学識経験者、施設関係者、住民の代表の皆さん方々によりまして、昨年度、高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定委員会を設置いたしまして、委員会を4回にわたりまして開催し、ご意見を伺いながら現在の計画書を策定してまいったところでございます。

その中で、現在の利用状況や今後の介護サービス利用度などを勘案いたしまして、介護保険事業が円滑に運営できますよう、介護保険料の基準額を3,600円と決定いただいたものでございます。

また、今回の介護保険料改定におきましては、国の制度に沿ったものでございます。非課税世帯に対しましての低所得者層の保険料段階を第1段階、第2段階、第3段階に細分化するなど、低所得者に配慮したものでございます。

第1段階、第2段階につきましては、基準額の50%、0.5倍、第3段階につきましては、基準額の75%、0.75倍を負担いただくことになっております。なお、介護保険料につきましては、笠間市介護保険条例に基づきまして、低所得者に配慮をいたしました6段階の保険料になったものでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険税については、鈴木議員ご指摘のように、3市町で差異がありまして、合併後早急に統一することで協議がなされてまいりました。旧笠間市では3割を入れない3方式、所得割、均等割、平均割で課税しておりましたが、旧友部町、岩間町におきましては、資産割を含めました4方式で課税しておりました。市内で課税方式、税率が違うことによる不公平感を生じさせないためにも、できるだけ早く、国保税の調整統一が必要と考えております。

国民健康保険制度は、地域住民がみんなで支えていくという相互扶助共済の基本精神にのっとり、応益率の維持、上昇を基本に、低所得者への軽減措置を最大限講じることが視野に入れながら、今後、議会の皆様、国保運営協議会委員の皆様にお諮りしながら、国民健康保険税の統一を進めてまいりたいと考えております。

次に、ごみの減量化の施策についてのご質問ですが、新笠間市の一般廃棄物処理については、旧笠間市についてはエコフロンティアかさま、旧友部町、岩間町につきましては、友部地方広域環境組合で処理することになっております。

また、ごみの分け方につきましては、容器包装リサイクル法で制定された平成12年度から、旧3市町におきましても分別収集に取り組んでまいりました。旧笠間市では4種13品目、旧友部町、岩間町におきましては7種15品目でございます。この分別収集につきましては、市民の皆様のご協力のおかげで浸透し、ごみの資源化が図られております。

市でも資源物回収奨励金や自家ごみ処理容器補助、コンポスト等の補助を進め、ごみの減量化を図っております。

旧笠間地区では、前年度までに各小学校全校に生ごみ処理機の整備が完了しまして、今年度、旧笠間地区の各中学校に整備していく予定であります。

さらに、市民の皆様でもレジ袋削減を進めている団体やごみを考える会などの団体があり、それぞれにごみの減量化に取り組んでいただいております。

今後とも、ごみの減量化につきましては、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら推進してまいりたいと思っております。

議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 市長からもう少し考えを伺いたいと思ったわけですが、あっさりした答弁でありました。

私が一番懸念している問題というのは、市がどのくらいの人口規模を将来的に見るかということは、これは大変なことだと思うのです。一例を挙げますと、笠間の水道事業というのは、平成5年に建てているのですね。3万9,700人という給水人口を予想して、平成16年度に完成しているのですよ。今、笠間の給水人口は2万4,000人ぐらいですから、旧笠間ですから、笠間地区においては3万人もないと。こういう過大な人口見積もりをして基本的な計画を立てることはいかなるものかと。やはり現実に即した人口規模というもの

を見て、市の将来の基本的な道路、その他、下水も含めてぜひ計画を立て直さないと、このとおりやったら、ポンプその他も、この人たちに配水する管や何か、ポンプも整備したということになっているかもしれない。実際にはそれだけいけないときには、それは多大な投資になるので、その辺を慎重に、今後人口規模そのものを、今、考えているならば一つ示していただきたい。

それと、行財政改革の問題というのは、これからの市政運営の中でもいろいろな面で一番問題だと思うのです。合併していろいろなところを見ても、ともすると行財政改革をすれば財政も確立して、何か将来バラ色になるようなことが言われているのですけれども、先ほど言いましたように、その中心というのは、極端に言えば職員の削減なのです。

たしか今、小泉内閣の三位一体の改革ということで、官から民へという話が出ております。そういうことも踏まえて、そういう削減を考えているのかどうかわかりませんが、例えば臨時職員が、茨城県でも4割も職員の中にいるところがあるそうですけれども、通年仕事があるような、年間を通してあるような仕事についての臨時職員化というのは、私は問題だと思うのです。季節的な問題だとか、短期的に行うような仕事、事業については必要でしょうけれども、その辺は十分これからも配慮していかないと、不安定雇用を招いて地域の活性化にもなりませんから、そういう不安定雇用の人たちが多いいいことは、介護保険または国保その他の滞納の問題も引き起こしかねないという社会的な情勢があるわけですから、やはり臨時職員を多様化するということは考え直さなければいけない。必要最少限度の臨時職員でやるべきだと思うのです。

茨城新聞の「憲法のあした」というシリーズの中に、公務員の削減によって揺らぐ全体の奉仕者という記事が出ているのです。余りにも多くのリストラや賃金の抑制等によって、ここでは公務員がやる気をなくして、本来やるべき公共のサービスがおろそかになっている面があると。やはりそのようなことを起こしてしまったのでは、リストラや何か全然効果を発揮しないということにもなると思うのです。私は、進めるに当たっては、十分そういう点を配慮してやらなかったら、大変な事態になって、かえって行財政の問題で滞納を招いたり、さまざまな面での行政の不都合を起すのではないかと。そういう点で市長に、先ほど言いましたように、市民に直接かかわるような大事な部署での公務員の削減だとか、簡単な民営化ということを考えずに、十分仕事の内容というのを配慮した上で、行政改革等を進めるべきではないかということで提案し、また、質問したわけでありませう。

このごろいろいろ新聞に出ていますけれども、住民税の徴収率とか滞納の問題とか、本当に連続出ております。これらの問題を解決していくと、滞納の問題というのは行財政改革の中で一つの大きなポイントにもなるのではないかと。経済的に貧しい人から過酷に取り上げるとか、裁判を起こして取るということ、私は申しているわけではありませうけれども、やはり納められなくなっているような状態、例えば笠間市では個人市町村民税の徴収率という記事の中で、89.63%の全国平均を下回っていると新聞報道がさ

れていますね。やはり、それらに対する対策を適正にとっていくことは、これから必要ではないかと思うのです。ただ、そういうときに、本当に所得の低い人たちへの配慮というのは、低所得者への配慮というのはなされなければならないということを、ひとつ市長の考えというのをお聞きしたいと思います。

あといろいろありますけれども、介護保険の問題は、私が言っているのは1と2段階は金額が同じなのですよ、2万1,600円で。一般の人々が見たら1と2は同じなのですよ。だから5段階だと私言っているのですよ。保険の金と同じでなぜ6段階にしたかというのはちょっとわかりません。その辺について、もう1回お聞きしたいと思います。

それと、エコフロンティアかさまの問題で、四者協定が結べないままにというのは、やはり異常だと思うのです。なぜそうなのか、それは地元の人たちに対する事業団なり市の方の説明が今まで不十分だったから。安全性の問題その他も含めて、ちゃんとした説明をすべきだったと私も思うのです。今もってしていないし、また、対策協議会に50万円の補助を出すというとは、地区の人たちにかえて不信感を持たせている。何を対策協議会はしているのと、なぜ市は50万円も出して、分裂しているような中に、一部の人たちを支援するようなことをやっているのか。これは不信感の根本なのです。

市長は施政方針の中で、四者協定を結ぶとっておりますけれども、その辺のことをクリアしなければ、あそこでは結ぶことはできないと思います。監視委員会はぜひとも、すべての市民にわかるように、委員の選任をやり直してほしい、その辺のことについてちょっとお尋ねします。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） まず、人口の規模の問題でございますが、新しい笠間市では、本年度中に市の総合計画を策定する予定になっておりますので、その総合計画の中では当然将来的な人口予測を立てなければならぬわけでございます。人口規模というのは、将来のさまざまな計画において大変重要な問題であると私も認識しておりますので、将来的な見通しをしっかりと立てていきたいと思っております。現在において具体的に何人という人口規模は考えておりません。

ただ、先般の人口減少の報道を含めて、一昨年ですか、厚生労働省の人口動態問題研究所が公表しました茨城県の将来的な人口計画というのがございますが、つくばエクスプレス、さらには常磐線沿線の幾つかの市を除いて、すべて人口が減少するという報道がされたら、私の記憶ではそのように思っております。

そういう観点からも、将来的な人口をどこに集計するかということは、非常にある意味では難しいと思います。この出生率がどう変化していくのか、こういうことも影響してくると思いますが、しっかりと見通しを立てていきたいと思っております。

それと、職員の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、財政状況も厳しい中でございます。政策判断が伴わないもの、また、一時的に発生する事務や勤務形態が短

時間であったり、短期であったものについては、先ほど申し上げましたように、嘱託、臨時職員で行っていききたいと。通年の仕事でも、その仕事が単純的な仕事であれば、臨時職員または嘱託で行っていききたいと考えております。

滞納整理につきましては、税の負担の公平性に基づいて適正に対処していききたいと考えております。

四者協定につきましては、地域の皆様にご理解をいただく努力を重ねてきまして、四者協定の締結に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、情報開示につきましては、市として持っている情報については、できるだけいいですか、すべてオープンにしていきたいと考えております。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 鈴木議員の再度のご質問にお答えを申し上げます。

介護保険料につきましては、実質的には5段階ではないかというご質問でございますけれども、この段階につきましては、第1段階につきましては、生活保護受給者の世帯、第2段階につきましては、世帯全員が住民税非課税世帯ということで区分けをしてございます。そして、その2段目の住民税非課税世帯を二つに段階を分けまして、第2段階が住民税非課税で所得が80万円以下の世帯、それ以上の世帯が第3段階ということで仕分けをいたしまして、実質低所得者対策といたしましては、2段階から3段階にしたということでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 時間もあれですから、市長に最後に、地方自治法の第1条第2項だと思ったのですがけれども、地方自治体というのはその地域の住民の福祉、安全、それを守ることを基本とすると書かれているのですね。やはり、地方自治体というのはその辺のことを踏まえて、今後「住んでよいまち 訪れてよいまち」ということを本当にやるなら、そこに住んでいる人たちが安心して暮らせる、子育てもできる、老後の問題も安心できるということに視点を向けた施策を、これからどしどし進めていかなければならないということを要望して、私の一般質問を終わります。

議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時より再開いたします。

午前11時47分休憩

午後 1時00分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番成田 正君の発言を許可いたします。

7番成田 正君。

〔7番 成田 正君登壇〕

7番（成田 正君） 7番成田です。通告に従いまして一般質問を行います。

1点目として、友部駅周辺整備事業についてお伺いいたします。

今回の18年度の予算の中で、21億 2,990万 7,000円という多額の予算を組んでいますが、JR友部駅橋上化、並びに南北通路工事や北口駅前広場建設工事等に関し、都市計画マスタープラン等を含め、まちづくりプランをどのように考えているのか。これは、市民の方々からお預かりしています大切な税金を使っての事業です。地域への経済効果を考えたプランづくりとなっていなければならない事業です。そのプランをお聞かせ願います。

また、工事は何年何月に始まりまして、何年何月に終わる予定になっているのか、お伺いいたします。

また、工事費の総額は、年度ごとに幾らの予定になっているのか、お伺いいたします。

次に、2番目として、小中学生の登下校時の安全対策についてお伺いします。

前段で議長に地図の配付許可をいただきましてありがとうございます。最近、特に小学生が下校時において事故や事件に巻き込まれる事態が数多く発生しています。そこで、笠間市立南小学校の通学路に当たる来栖地内の市道（笠）0230号線について伺います。

この資料の道路は、JR水戸線沿いに並行で走る通学路になっております。距離はA地点からB地点で約600メートル、幅員は2,4メートルから3メートルちょっとと狭く、普通自動車1台しか走れない道幅で、途中C地点はカーブがあり、見通しの悪い状態になっております。安全、安心の面から、この市道に対しての対策が必要と考えられます。考え方や対処策をお伺いいたします。

3点目として、前の杉山議員、萩原議員より笠間市指定のごみ袋について質問がありましたが、その答弁以外の質問をいたします。

ごみ袋の発注について、旧笠間市では一般競争入札を行ってきましたが、旧友部町、岩間町においては随意契約を行ってきたと思います。今回、随意契約した理由と、今後の契約方法をお伺いいたします。

4点目として、エコフロンティアかさまの稼働状況についてお伺いいたします。

旧笠間市の平成17年第4回定例会におきまして、12月の本稼働の見合せ後、市側の答弁では、「飛灰処理装置の容量改善の必要性が生じ、大きなものに取りかえるということと、CO（一酸化炭素）の目標値を安定的にクリアすることができないために、負荷試運転を約2カ月程度引き続き行っていく」という答弁でした。その後、旧笠間市の平成18年第1回定例会では、「飛灰処理装置については平成18年1月3日に取りかえ作業が完了し、また、COについては、安定した結果がまだ出ていないために、引き渡し時期について慎重に判断していく」と答弁されました。その後、業者から事業団へ引き渡しがされたと聞きますが、いつされたのか。また、笠間市長は事業団の理事になっていますが、いつ、どのようにして引き渡しの連絡を事業団から受けたのか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 7番成田議員のご質問にお答え申し上げます。

小中学生の通学路の交通安全につきましては、防犯対策とあわせて登下校時に、保護者、教職員による立哨活動、各学校の危険箇所マップを作成いたしまして、安心ネットワーク笠間、PTA、防犯連絡員など地域の方々と情報を共有しながら、日常生活の中で子供たちを見守っているところでございます。

また、毎週火曜日の午後2時15分と午後6時に防災無線にて、下校時間帯に地域の方々に児童生徒の見守りを願う旨の放送をしているところでございます。

南小学校の通学路でございます市道230号線の登下校時の安全対策についてでございますけれども、現在、保護者、教職員による通学路や水戸線踏切付近での立哨を行いまして、安全確保を図っているところでございます。

また、通学時間帯と通勤時間帯とに差が今ございますので、通学時間帯には車の通行量も少なくなっており、危険性は少なくなっているとは思われますが、危険であることに変わりございませんので、地域の方々と連携を図りながら、また、道路関係課とも協議の上、児童の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、本市道に対しての対策につきましては、都市建設部からお答え申し上げたいと思います。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 成田議員のご質問にお答えいたします。

まず、南北自由通路建設工事等に関連して、まちづくりのプランはどのようになっているのかというご質問かと思えます。

まず、本事業の前提となります駅前広場等の都市計画決定をいたしました平成15年度に、旧友部町では、まちづくりのための都市計画の基本的な方針を定めました都市計画マスタープランを策定しております。このマスタープランの策定に当たっては、地域の皆様と懇談会を開催しながら、友部駅周辺整備にあわせた、当地域の今後の整備方針が検討されております。その中では、友部駅北側地域については、新しくできる駅北口の玄関にふさわしい土地利用への転換を、また、駅南側の地域については、魅力ある商業空間や利便性の高い住環境の整備を進めることとしております。

これを受け、平成17年度に駅北口に隣接し新しい駅前通りが通る南友部地区においては、計画的な土地利用を誘導するため、南友部地区計画を都市計画決定したところであり、現在、この計画に沿って住宅や商業等の適正な誘導に加え、市街地の骨格となる道路や下水道の整備に着手しております。

また、駅南口地域についても、具体的なまちづくりについて、今後とも商工会や地元の関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、今年度から新笠間市の新しい都市計画マスタープランを策定することとしており

ます。この中で、さらに広域的視点から検討を加え、よりよいまちづくりの計画ができますよう努めるとともに、地域整備の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、友部駅周辺整備事業の後期の予定と事業費についてでございますが、友部駅周辺事業は国庫補助事業でありますまちづくり交付金事業の採択を受け、橋上駅舎、自由通路、北口駅前広場、これに続く幅員20メートルの駅前通りである都市計画道路友部駅北線、南友部地区計画地内の区画道路、さらに、現在の南口の駅前広場を約2倍に広げる南口駅前広場の整備などの一連の整備を内容とするものでございます。平成16年度に着手しまして、平成20年度までの5カ年計画で実施しているところであります。

また、この間の事業費でございますが、平成16年度は約1億円、平成17年度が約8億円、今年度が21億円、来年が16億円、20年が約2億円程度を予定して、合計48億円を予定してございます。

なお、自由通路及び橋上駅舎につきましては、来年、平成19年歳末に供用開始ができますよう、鋭意工事を進めているところでございます。

続きまして、市道230号線の整備という面での部分でお答えいたしたいと思っております。

この区間は通学路でございますが、ご指摘のとおり、幅員が非常に狭く、カーブなどもあって見通しの悪い状況にあり、また、この道路には国道50号の混雑を避け迂回する車両等も見られ、ご指摘のとおり、交通安全上不安が残る道路であると認識しております。

この現状を真摯に受けとめ、早期に安全が図られるよう、地域の区長や警察署とも協議を行い、通行車両に対しては通学路であることの注意を喚起する看板の設置や、見通しの悪い区間は視界が確保されるよう、のり敷部分の草刈りの実施や、歩行者が一時的に待避できるスペースの確保などを行ってまいりたいと考えております。

また、本地区には来年度から調査に着手します合併関連道路であります来栖本戸線が計画されております。この計画道路の整備が進めば、本路線にかわって安全な通学路が確保できることとなりますので、市といたしましては、この合併関連道路の早期完成に向け積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 成田議員のご質問にお答えいたします。

随意契約にした理由とのことですが、ごみ袋の発注については、旧友部町、岩間町ではごみ袋の製造だけでなく、袋の保管と取扱店からの注文の受け付け及び配送業務を含めました委託契約となっております。一方、旧笠間市においては、製造された袋を市の倉庫に保管し、取扱店からの注文にはシルバーに市で委託をして配送を行ってまいりました。

そういうことから、旧友部町、岩間町では20リットルと45リットルの2種類の製造から配送までの業務委託、しかも受注制度によるため、その総数が不確定という特殊性から、町の指名業者選考委員会に諮りまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の契約の性質または目的が競争に適さない場合に該当するものと考えられるため、随意契約と

し、5社による見積書を徴した結果、契約したところでございます。

次に、エコフロンティアかさまの事業団への引き渡しにつきましてですが、当初は昨年11月に引き渡されるわけでしたが、飛灰処理装置の容量不足やCO濃度の目標値が30ppm以内に安定していないことから延期となり、その後、飛灰処理装置につきましては、ことし1月3日に取りかえ作業を終了しました。COにつきましては、その後、運転調整を進め、2月28日に行った性能試験の結果、目標値を安定的に満足する見通しが得たことを、3月9日に事業団から磯前市長に報告され、また同時に引き渡しが完了したことも報告されたと聞いております。

3月29日のエコフロンティアかさまの理事会においても報告がなされました。

なお、つけ加えますと、地元福田地区についても、ことしの3月13日に報告をしたと聞いております。

議長（大関久義君） 7番成田 正君。

7番（成田 正君） 2回目の質問を行います。

1点目の友部駅の周辺事業についてですが、基本的には道路の整備、駅の整備だけではなくて、要するに、周辺の住民がどのように住まい、商業を行うかというのが基本的なまちづくりにならないとおかしいと思います。それで、実際に今後都市計画マスタープランを新市としてつくるといふことのお話がありましたから、マスタープランの中にどのような形で、どれだけ住民の意向を反映できるのか、もう一度お伺いいたします。

あと、2番目の小中学校の登下校時の安全対策についてですが、確かに子供たちの安全、安心を地域の住民の方が見守っているのはわかりますけれども、実際に幅員がかなり狭いということが一つ、それから、来栖本戸線の事業を行うということで、今、部長の方から話がありましたが、実際に来年度から、来栖本戸線の道路の事業といふのは何年計画ぐらいで行う予定になっているのか、お伺いいたします。

それと、3番目のごみ袋についてですが、今後契約はどのような形で契約する予定になっているのか、もう一度お伺いします。

それと、最後のエコフロンティアかさまの関係ですが、旧笠間市内ではエコフロンティアかさまの開業に対しては、議会の中なり、それから、全員協議会の中でかなりの話があったわけです。それで、3月の9日に事業団より引き渡し済みという通知は、いまだに連絡がないわけです。ですから、それに対してどう考えているのか。実際にエコフロンティアかさまのパンフレットを見ますと、平成17年8月1日に開業しましたとなっているわけです。ですから、本稼働と開業とは別なのか、その点もお伺いいたします。

以上、2回目の質問をいたします。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤島守夫君。

都市建設部長（澤島守夫君） 今後、進めていく新しい都市計画マスタープランの中に、

住民の意向をどのように反映させていくのかというご質問かと思えます。

これにつきましては、この策定に当たりまして、地域単位に住民懇談会を行いまして、まず、ご意見を賜りたいと思えます。そういう中で、具体的に計画に乗せられるような突っ込んだ話を進めていきたいと思えます。いずれにしましても、住民の皆様のご理解とご協力があって初めてまちができますので、そのことを念頭に置いて進めていきたいと思えます。

次に、来栖本戸線の整備の見通しということかと思えますが、これにつきましては、今年度から調査に入るという状況でございます。今後、用地取得という作業に入りますが、こういったところでの時間がなかなか読めない部分もございます。また、延長が3.2キロメートルほどございます。こういうことで、目安としましては、やはり七、八年が一つの目安となろうかと思っております。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 成田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

この発注方法ですけれども、これは18年度は済んでおりまして、19年度につきましては、笠間市の入札参加業者選考委員会がありますので、その中で指名競争入札がいいのか、また随意契約がいいのかは、その中でよく協議してまいりたいと思えます。ただ、今まで友部町でやっておりましたのは、随意契約の見積もりということでやっておりますので、今後検討させていただきます。

あと、3月9日の引き渡し各議員になされなかったということは、私もちょっとそこまで聞いておりませんでしたので、今後そのようなことがないようにしたいと思います。

あと、私の方の資料で、開業は、そこら辺は定かではないのですが、平成17年8月1日に開業いたしましたというチラシは出しております。

議長（大関久義君） 7番成田 正君。

7番（成田 正君） ありがとうございます。

1番目の友部駅周辺の事業については、そのように住民サイドなり新まちづくりなりのプランを、きちんとしたプランをつくって、住民の考え方が反映できるようなプランづくりをお願いいたします。

それと、2番目の小中学生の登下校時の安全対策についてですが、先ほど部長の方から答弁されました来栖本戸線が本年度から調査に入り、七、八年かかるのではないかとということではありましたが、私の方で担当者に確認しましたら、10年ばかりかかると言われました。実際に今までの例として、七、八年ではちょっと無理ではないかというもので、それまで待てということになるわけでしょうか。そういう面ではもうちょっと具体的に、もう一度答弁をお願いいたします。

それと、3番目のごみ袋についてですが、これは市長の方針の中で、考え方は一般競争入札を今後なるべく行っていきますよということで出されています。やはり私もそれが一

番ベターではないかと思えます。ですから、今後として透明性のある入札制度を希望いたします。

それと、先ほどのエコフロンティアかさまの関係ですけれども、本稼働は引き延ばしになりますよということではなされました。本稼働と開業ではどう違いがあるのか、それをもう一度答弁をお願いいたします。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 来栖本戸線の整備の期間ということですが、これにつきましては、合併特例債を使って整備する予定にしておき、また、この道路自体は、合併に関連して早急につくる必要があるということでの計画の立案でございます。したがって、私どもとしては、合併特例債が使える10年というタイムリミットがありますが、それをできるだけ上回るような形で、できるだけ今申し上げましたように、七、八年で完了できるように最善の努力を尽くします。

それと、当面の方策としまして、非常に危険であるということは、私ども十分認識しておりますので、先ほど申し上げましたように、注意の看板や見通しの悪い区間については、のり敷等の草刈りや歩行者の待避するスペース、こういったものの確保に努めてまいります。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 本稼働と開業ということだと思っておりますが、操業は3月からと聞いておるのですが、稼働というのは、ただ機械を動かしたということで私は理解しております。

7番（成田 正君） ありがとうございました。

議長（大関久義君） 7番成田 正君の質問が終わりました。

次に、30番横倉きん君の発言を許可いたします。

30番横倉きん君。

〔30番 横倉きん君登壇〕

30番（横倉きん君） 30番、日本共産党の横倉きんです。通告に従い一般質問を行います。

初めに、国民健康保険の保険料引き下げについて伺います。

国保は自営業、農林水産業、退職者や高齢者、フリーターなどの方々に構成され、他の健保に加入していない人はすべて強制加入の医療保険制度です。国保加入者は負担能力のない人、払いたくても払えない経済的基盤の弱い人たちが多く、財政基盤はもともと脆弱なものです。そのため、公的医療保険制度の中で唯一社会保障制度として位置づけられています。

1980年代の臨調行革で、国庫負担は45%から38.5%に削減されました。このため、国保財政を直撃し、相次ぐ国保税の値上げで負担は重くなり、滞納者の増加という悪循環に陥

っています。

また、小泉内閣の進める構造改革によって、貧困と格差社会は一層広がり、失業、リストラ、中小企業などからの国保への加入者が急増しています。このため、国保に占める無職者の割合は、民意連の調査では約半数になっており、また、4人に1人は70歳以上の高齢者となっています。国保加入者の所得は他の健保と比べて44%と低く、逆に国保税は額率とも2倍以上になっています。しかも、住民税定率減税の廃止や老年者控除の廃止、公的年金等控除の減額、国保の課税控除額の引き下げなどによって、所得が減っているにもかかわらず課税額が上がり、大変重い負担となっています。

笠間市では、滞納世帯は20%を超えています。これは既に負担の限界を超えているのではないのでしょうか。この事態を改善するためには、どうしても国保税の引き下げが必要です。一般会計からの繰り入れを増額し、国保税の引き下げを行うことが必要であると考えますが、見解を伺います。

次に、滞納世帯に対し、制裁措置として短期保険証、資格証明書が発行されています。保険税を滞納して資格証明書を発行されている世帯の病院の受診率は、保険証を持っている世帯に比べて100分の1以下となっています。これは、医者にかかりたくてもかかれない状況がつくられています。現在の医療は、早期発見、早期治療が求められていることから、これに逆行しています。したがって、特別な事情を最大限活用し、短期保険証、資格証明書などの発行を取りやめるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、障害者自立支援法について伺います。

支援法は4月から施行され、2カ月がたちました。私は、この法律が幾つかの点で問題があると考えます。これまで、障害者がサービスを受けるとき、所得に応じた負担から原則1割を自己負担とする制度になりました。このため、ほとんどの障害者は、これまで無料でサービスを受けられましたが、多くの方々が月に1万円から3万円の負担となりました。この制度は、障害の重い人ほど収入を得ることが困難であるにもかかわらず、必要なサービス量は多くなり、負担は重く、自立を妨げるものとなっています。

施設で働いて得られる収入よりも、何倍もの利用料がかかります。所得などの減免制度が対象にならない業者も多く、経済的負担は大変です。このことから、受けるサービスの量を減らす。施設利用をやめる。施設から退所しなければならない人も生まれています。

私は以上の点からも、市独自の支援策はどうしても必要であると考えます。市として実態をよく把握し、障害者の求める支援策を実施していただきたいと考えますが、答弁を求めます。

第2点として、施設や事業に対する報酬の単価が引き下げられたこと。二つとして、月額制から日割制になったことです。このため、施設に支払われる運営費が1割から2割も減収になっています。障害者が休むと施設の利用率の減少で事業収入が減ります。施設の経営難が生まれ、職員の労働条件の切り下げ、専門職の定住ができなくなるなど、サービ

スの悪化につながります。利用率と報酬を連動することは、福祉施設の運営と自立を阻害するものではないでしょうか。このよう状態が続けば、障害者の利用する施設もなくなり、障害者の行き場がなくなります。市はどのような手だてを考えているのか、伺います。

3点として、障害者の程度区分についての問題です。障害者自立支援法では、介護保険の認定の基準がもとになっているため、重度の障害者や知的障害者の判定がリアルに評価されていないのではないかと心配されています。短時間で行われる障害者としての面談をコンピューターによって区分される仕組みは、障害者が必要としている支援にふさわしい判定になっていないのではないのでしょうか。介護者の意見を取り入れ改善する必要があると考えますが、見解を伺います。

3番目として、教育問題について伺います。

教育基本法第1条では、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と条文は示し、ここに教育の目的が真理と平和を愛する人、一人一人の人間の尊厳をとうとぶ人を育てることを目的にしています。

今国会で教育基本法の改正案が審議され、継続審議となりました。問題の一つに、内心の自由が問題になりました。それは、憲法19条が保障した思想、良心、内心の自由を侵害するものであるからです。国を愛する態度が、福岡県の小学校の通信表で評価されていました。この国を愛する心情を評価することは難しいと、首相の見解が示されました。

そこで伺います。この児童生徒が持っている内心の自由について、笠間市内の小中学校の教育の中で内心の自由が保障されているのか、また、評価についてどのように考えているのか、教育長の見解を伺います。

愛国心の盛り込まれた通信表が埼玉県や岩手県、茨城県などで使用されていました。笠間市内の小中学校に愛国心を評価する通信表が使用されていたのか。

第2点として、教育基本法の第10条第2項では、「教育行政は、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない」と、教育行政の性格とあり方が示されています。児童生徒の学力低下で教育に対する不安が聞かれます。教育委員会は、教育予算の拡充を図り、30人学級の確立が求められています。教育長はどのような見解を持っておられるのか。

3点として、教育行政は、行政区内のすべての児童生徒に対して公平でなければならない。合併後も旧行政区間の小中学校の給食費に格差が生まれたことは問題であり、改善されるべきです。旧岩間町では米飯給食実施補助、旧笠間市では米飯給食補助、減額差額補助と牛乳補助減額分補助が行われています。旧笠間市では400万円、旧岩間町では300万円の補助が出ています。

給食費では、小学生で旧笠間市の月額3,800円、岩間町4,100円、友部町4,500円、同

様に中学生では、旧笠間市 4,100円、岩間町 4,500円、友部町 4,800円です。旧友部町への米飯給食実施の補助、牛乳補助減額分を補助し、格差の是正と父母負担の軽減を求めます。

以上、3問について伺います。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 横倉議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険税の滞納世帯は、所得に対して国保税が高過ぎて払えないのだから、国保税を引き下げ、不足する財源は一般会計からの繰り入れで対応すべきとのことですが、一般会計から国民健康保険特別会計への繰り出しは、国民健康保険事務費にかかわる繰り出し、国民健康保険の保険給付に係る繰り出し、保険基盤安定に係る繰り出しと定められております。地方財政計画に計上されるとともに、その明確な繰り出し基準が定められております。国保税のかわりに一般会計からの繰入金で賄うことは、国費と保険税で賄うという国保財政の基本原則を逸脱するとともに、市全体の税金を一部国保加入者で使うということになり、税の公平性の立場から問題ではないかと考えております。

次に、短期保険証、資格証明書の発行はやめるべきとお考えにお答えいたします。

この制度の趣旨は、国民健康保険税を滞納している方との面談機会をふやすことによって、国保税の納付の促進を図るものであり、国民健康保険の相互扶助共済の基本理念からして、国保税の納付促進を図ることは、制度の骨幹にかかわる問題でもありますので、短期保険証、資格証明書は今後も発行していきたいと考えております。ただ、資格証明書の方については、特別な事情がある場合、この適用除外の規定もありますので、面談した中で実態をよく把握して、適用除外も考慮していきたいと考えております。

最後に、短期保険証の丸短の表示は、保険証に有効期限が明示されているのでやめるべきだとのことのご意見ですが、この表示が短期保険証はあらかずのものであって、有効期限が通常の保険証より短く定められている保険証ですよというメッセージもあります。医療機関に有効な期限を注意喚起する上でも必要な表示だと考えますので、ご理解をお願いいたします。

議長（大関久義君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 障害者の利用料の1割負担でございますけれども、自立支援法に基づきまして、費用をみんなで支え合うという趣旨から、基本的には利用者にご負担いただくものと考えております。特に今回の改正では、経済的な面において世帯の構成員が互いに支え合うという生活実態を踏まえ、負担上限月額を適用する際に、生計を一にする世帯範囲で負担能力を判断することとされ、各般の負担軽減措置等により、世帯の家計への影響に配慮されているところであります。

施設入所者等につきましては、地域生活移行への基本的な考え方があり、その目的は自立生活を支援することで、できるできないではなくて、どのようなサポートあるいは手助

けをすればできるのかを、本人とともに考えていくための、サービス利用意向調査と生活実態を十分に勘案された中で支給決定される制度です。議員ご質問の利用者の1割負担の助成、減免につきましては、笠間市においては、現段階では考えておりません。

次に、月額から日額になったことで、事業者の事業収入が減ることについてであります。施設利用者の食費、光熱水費の負担措置軽減、施設の食事等の実際のコストをその基準額に反映しますから見ますと、一般の世帯において、通常かかる程度の費用、収入別の家計における平均的な1人当たりの費用ということですが、その負担になるように、補給給付の制度があります。基本的に事業者に補給を行うこととされております。

その日額換算で説明しますと、日額は月額を30.4で除した額、1円未満は切り捨てになります。なので、31日の月と30日の月では異なることになります。月額から日額になったことで、事業者が極端に減収とならないよう、補給給付があるわけでございます。

また、利用者の外泊等により月額と日額の利用の違い等が考えられますが、これらは本来の利用料のあり方であるものと考えます。特に今回の自立支援法の施行により、施設経営の大きく変わる点では、地域の多様なニーズに対応するため、複数の事業を組み合わせるための定員の取り扱いを柔軟になされたことによります。1日の利用人員がある程度定員を上回ることが可能となったことなどです。

さらに、施設の食事提供や調理業務の外部委託に関する規制が緩和され、入所施設では、利用者の希望に応じて食事提供をしなければならない応諾義務が課せられることとなります。食事の提供の手段について、医療機関と同様に、施設外調理による外部委託が可能となったことで、事業者の営業努力幅が拡大されたものと思います。このようなことから、事業収入が直接障害福祉サービスに大きな影響を及ぼすことは、考えにくいと考えております。

3番目に、障害者の介護給付にかかわる障害程度区分は、知的障害者の判定が正確に判定されないの見直しが必要ではないかとございますが、10月以降のサービス内容等の支給決定は、全国統一の調査項目及び調査票により認定調査員が調査し、本人及び家族等の状況、現在のサービス利用や日中活動の状況、介護者の心身状態についてのアセスメント調査が106項目により行われます。具体的には、区分1から6段階、介護保険の要支援から介護5相当に別れ、あくまでもベースは介護保険の79項目、それに構造障害やIADL、調理等、関連項目が加算される形で、この加算で変わるものは知的や精神障害等で、70項目では非該当や区分1など低く出るケースがあるのではないかと聞いております。

しかし、知的や精神障害では、この一次判定結果のほかに、医師意見及び認定調査特記事項をそろえ、これらの結果等に基づき支給決定が行われることとされ、二次判定で生活実態を十分踏まえた修正を加えた中で判定されることとなっております。

障害程度区分審査判定等につきましては、これからスタートする新たな制度でありまし

て、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的にあらかず区分で、サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つであります。法律によって定められたものであります。

この区分の見直しが、在宅福祉サービスにかかわる国等の負担、義務的負担化に関する事項、福祉サービスや公費負担医療の利用者負担の見直しに関する事項等につきましては4月1日に、新たな施設、事業体系への移行に関する事項等につきましては10月1日に施行となります。

議長（大関久義君） 答弁は簡単に明瞭にお願いします。

保健福祉部長（加藤法男君） また、障害者自立支援法の附則において、施行後3年をめぐりとして障害者等の範囲を定めた検討を行う規定を設けることとされ、障害程度区分そのもの見直しについては不明であります。3年後に障害者等の範囲を含めた検討が予定されているところであります。

議長（大関久義君） 教育長菅谷輝夫君。

教育長（菅谷輝夫君） 横倉議員の教育問題についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の、国を愛する心情の評価という、内面の評価について評価することは大変難しいことだと思います。国を愛する心を育てていくということは大切なことだと思いますけれども、ご指摘のような内心の評価となると、実際どのように評価してよいかという点において、大変難しく考えております。

また、ご指摘の通信表は、他県等で小学校6年生の社会科に関する評価項目の一つとして、国を愛する心情に関する評価欄があったと聞いております。市内の学校の通信表は、こうした評価項目は入っておりません。

次に、30人学級の確立につきましては、現在1学級40人という基準からしますと、人数が少なくなればなるほど、その分、きめ細かな指導ができると思います。現在、小中学校の学級の人数に関する公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数標準に関する法律において決められておるのは、通常学級で1学級の人数は40人となっております。この基準の枠内で学級編制は行われております。しかし、県や国といたしましても、学習の効果を上げるため1学期の基準人数を少なくして、きめ細かな少人数指導ができる体制をつくっております。それは、児童生徒の学力の向上を図るという施策といたしまして、国や県で学級編成をする基準となっている40人という枠はそのままですが、1学級の人数が多い学級に対しては、学級を二つに分けて、少人数にして指導できるようにするため教員数をふやす加配措置をとっております。

市といたしましても、ティーム・ティーチングを指導するための教員を、県と連携いたしまして、講師として7名配置しております。今後も学習効果を上げるため、国や県に教員の加配を要望してまいります。それとともに、市としても加配のない学校に対しては、講師を配置したいと考えております。

次に、教育費の父母負担をなくするということですが、さまざまな事情で修学援助を必要とする方については、申請に基づいて修学援助をしているところでございます。

また、保護者の負担をなくするということの質問でございますが、義務教育無償については、授業料や教科書が無償となっております。それ以外については保護者の負担となっているところでございます。

続いて、学校給食の保護者負担額について、旧行政区間で格差が生まれていると。旧友部町の給食費の補助を行い、格差是正をということでございますけれども、給食費につきましては、学校給食法第6条におきまして経費負担が定められております。賄い材料等を保護者に負担をお願いしているところでございます。旧笠間、友部、岩間、それぞれ給食費に相違がございます。議員ご指摘のように大分差があります。その要因としましては、一つとしまして、センター方式と自校方式による発注量の多少によるということが一つあります。センター方式は笠間、岩間でございます。自校方式は友部でございます。

それから、二つ目には、センター炊飯、これは笠間です。それから、委託炊飯、これは友部と岩間で行っております。それによる、センター炊飯と委託炊飯の違いがあります。

三つ目ですが、地元産か国内産か、また生鮮食品か加工食品かによるものがあります。

それから、四つ目には、米飯給食の回数に違いがございます。岩間、友部は週3日でございます。笠間は週2.5日でございます。それなどによって負担額の相違が出てきておるわけでございます。

今後は、笠間給食センターの老朽化に伴う建てかえ計画とあわせまして、給食の方式、及び給食の内容等の検討を行う中で、給食費の父母負担額についても検討してまいりたいと思います。

議長（大関久義君） 30番横倉きん君。

30番（横倉きん君） 今、国保情勢をめぐる答弁をされましたが、国保組合の状況というのは、物すごいさま変わりをしています。一つは、死亡数で見ますと、笠間市の昨年の年間の死亡者数は739人でした。死亡者の7割の人は国保加入者です。これは当然医療給付費は高くなり、国保財政を厳しいものにしていきます。したがって、このままでは国保税の値上げ、また滞納者増加という悪循環の仕組みを断ち切れぬのではないかと思います。国保制度の機能を失う危険性があると考えますが、その点でどのように考えているか伺います。

憲法25条の観点から、社会保障として位置づけられた国保、国保税の引き下げはどうしても必要でないかと思います。国保は自治問題でありますから、国の基準はあっても、自治体で検討できる部分があると思います。国保の申請減免制度は、市が行うものです。特別な事情、例えば世帯主の死亡などで廃業に追い込まれた、収入が前年度の半分になった場合など、対象者に申請減免制度を知らせ、減免措置を実施しているかどうか伺います。

また、障害者の問題では、10月から本実施されると問題が一層出てくると思います。実

態をよく調査していただきたいと思います。実際、世帯分離ができない方もいます。

また、良心的にやっている施設などは大変厳しいものがあります。そういう点で、障害者には月額負担の上限半額に軽減するなどの、市としての軽減策がどうしても必要かと思えます。実態をよく調査し、この辺をぜひ検討していただきたいと思いますが、再度の答弁をお願いします。

給食費の補助は、公平の原則から行政の政治責任に属するものかと思えます。実際、給食は食教育の一環であります。自校方式、センター方式とありますが、本当に自校方式は食教育の一環です。そして、今、食生活の乱れが物すごく子供たちに問われている中で、自校方式はやはり教育の現場、食の現場、体をつくるためにすごい力を発揮しています。そういうことがあって、センターの違いはありますが、ただ給食費に格差があってよいという理由にはならないと思えます。片方ではお米に補助が出ています。牛乳代も出ています。友部には出ていない。それだけでも補助することによって、格差が是正されるのではないかと思います。

以上、2回目の質問です。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 滞納者の減免とか上限の半額とかいろいろありましたけれども、今の財政状況を踏まえれば、国民健康保険の繰り出し基準等に基づきまして、今後とも国保の運営を図ってまいりたいと思えます。

ここでいろいろご質問ありましたけれども、それらについては、今後よく検討させていただきます。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 横倉議員の再度のご質問にお答え申し上げたいと思えます。

学校給食費が、旧行政区間で格差が生まれているということでございます。この格差につきましては、笠間市と友部町と岩間町のそれぞれの給食の方法、給食の内容、これが大きく違うということが起因してございます。給食の方式でございますけれども、先ほども申し上げましたように、笠間でセンター方式、友部で自校方式、岩間でセンター方式ということでございます。こういった中では、センター方式に比べまして、自校方式によりまして少量の原材料の注文ということになりますと、どうしても割高になるということが1点としてございます。

次に、米飯給食回数、これが笠間では2.5回となっております。友部につきましては、小学校で週3回、それから、中学校で3.5回ということで、笠間よりも0.5回、1回分多くなっているところでございます。それから、岩間については3回ということでございます。

それから、炊飯方式でございますが、笠間につきましては、お米を入れましてセンターで炊飯をしているところでございます。友部につきましては、委託炊飯ということで、こ

れは岩間につきましても同じでございます。

それから、配食の方法でございますが、笠間、岩間のセンターでは食缶方式で供用しているところでございます。それから、友部の方につきましては弁当方式をとってございます。

それから、お米の使用品種でございますが、笠間がコシヒカリ、友部がユメヒカリ、岩間がコシヒカリということでございます。

献立につきましては、笠間が2献立、友部が1献立、岩間も1献立でございます。

そういったことで、給食の内容、給食の方法が大きく違うということで、その違いによりまして給食費に差が出ているということでございます。

そういった中では、現在、笠間給食センターにつきましては、昭和45年に現在の給食センターができております。そういった関係が大変古くなってございます。既に用地については取得をしてございまして、近いうちに建てかえを計画しているところでございます。この計画と合わせまして、給食の方法、それから、給食の内容の検討を行う中で、給食費の検討についても行ってまいりたいと考えてございます。

先ほどからお話でございます、笠間、岩間の公費負担の問題でございますけれども、平成11年まで政府米の差額と牛乳輸送代の国庫補助というのがございました。現在、それらをそのまま残していると。国庫補助が切れた中でもそのまま踏襲しているという部分がございますので、この辺に関しましても、今の建てかえの計画とあわせて、給食の方法、内容等について検討する中で、あわせて、その廃止も含めて検討していきたいと考えております。

議長（大関久義君） 30番横倉きん君。

30番（横倉きん君） いいことは続けていただきたいと思います。

生鮮食品と冷凍ということが言われたり何かしています。この学校給食についても地産地消が叫ばれています。農業振興のためにも、また、食糧自給率を高めるという点でも、地産地消ということからいいますと、自校方式が品目がすごく多く使われています。センター方式だと、2,000食だからなかなか地元のものを使えないという状況があります。

そういうセンターと自校方式の違いはありますが、今まで笠間と岩間がその補助がなくなっても続けているということは、本当にいいことだと思います。それをやはり友部にも実施していただきたいということを、強く述べたいと思います。

子供たちは、やはり安全で新鮮なおいしいものを食べることが、本当に生きる力になると思います。そういう点では、このセンター方式が今度改装されるということですが、私は友部で今まで実施してきた自校方式はぜひ守っていただきたい。強く要望しまして、質問を終わります。

議長（大関久義君） 30番横倉きん君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。2時10分に再開いたします。

午後2時01分休憩

午後2時12分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番石田安夫君の発言を許可いたします。

2番石田安夫君。

〔2番 石田安夫君登壇〕

2番（石田安夫君） 2番、通告をいたしました順に従いまして一般質問を行います。

初めに、国道50号稲田地区の交通渋滞の緩和について。

国道50号稲田地区の交通渋滞は、長年の課題でございます。朝晩の渋滞、正月の渋滞。

議長（大関久義君） 静粛に願います。

2番（石田安夫君） 夏の海水浴客の渋滞、イベント客の渋滞などが大変な状態でございます。緊急車両の通行に支障を来しております。拡幅工事で多少は違うと思いますが、全体的には余り変わらないと私は思っております。2車線にしていれば幸いです。拡幅工事で何十年とかかった現実を見ると、なかなか難しいと考えます。迂回路としての来栖本戸線を早期実現をしてはどうかと考えます。執行部の考えを伺いたい。

次に、農業政策について。

2005年度農業白書に、2007年度から定年退職を迎える団塊の世代を含む中高年が、新規就農者の主体になると指摘されております。団塊の世代に対する自治体の就農支援の動きも広がっており、地域の実情を踏まえて、人材を幅広く確保することが重要だと強調しております。白書によると、2003年の新規就農者のうち、50歳以上が73.9%を占め、農家の自宅から会社に通うサラリーマンが定年退職で家業に専念したり、定年後に新たに農業に従事するケースなどがあります。私の友人も定年後、農地を借りて大規模に農業に従事しております。また、近所では農地を借りて家庭菜園している方もおります。定年退職者に対し、就農支援に取り組むために、農業NPOの推進を図ってはどうか、耕作放棄地が発生するのを防ぐことが期待されますので、執行部の考えを伺います。

また、白書には、長期的に見ると50歳未満の農家世帯数が少なく、農業労働力不足が懸念されております。そこで、若年層の就労を促すため、フリーターやニートも対象に含めた農業就業体験などの取り組みをしてはどうか、執行部の考えを伺いたいと思っております。

次に、佐白山周辺の観光振興事業について。

笠間には文化施設がたくさんございます。その中の佐白山周辺について話をいたします。

笠間芸術の森公園に工芸の丘、茨城県陶芸美術館、佐白山には笠間日動美術館、笠間稻荷神社には笠間稻荷美術館があります。今は車社会で移動に車を使い、混雑にもつながり、また滞在時間が短いのが現実でございます。いかに滞在時間を長くするか、笠間観光の中

心課題でございます。

そこで、話は変わりますが、健康のため病院では1日1万歩歩きなさいと指導をしております。それを取り入れて、笠間芸術の森公園、佐白山、笠間稲荷を結んだ健康のための歩道をつくってはと思います。空き店舗などに休憩所を設け、一日じゅう滞在していただければと思います。(仮称)笠間健康文化ロードをつくってはと思います。執行部の考えを伺いたい。

次に、つつじ園について。

料金収入は値上げによりふえておりますが、入園者数は減少しております。これは高齢者がふえて入園しないのが起因していると思います。2007年度から定年退職を迎える団塊の世代を含む中高年がふえるので、つつじ園に大型バスが上がるよう工夫してはどうか、執行部の考えを伺いたいと思います。

最後になりますが、男女共同参画について。

これは、男女が対等に暮らしていける社会づくりに先駆的に取り組んできた個人、団体、事業所を表彰する制度を設けてはどうか、執行部の考えを伺いたいと思います。

1回目の一般質問を終わります。

議長(大関久義君) 市長山口伸樹君。

市長(山口伸樹君) 石田議員の質問にお答えをいたします。

男女共同参画社会における表彰制度の取り組みについてでございますが、茨城県が平成7年度からこの制度は実施しており、男と女・ハーモニー功労賞表彰推薦要領に基づき、各市町村長への推薦依頼が毎年あり、実施以来、平成17年度までに個人の部が24、団体の部が26、事業所の部が19、表彰されています。

その他の取り組みにおいても、意識啓発のために標語等の募集やフォーラムの開催、セミナー等の開催、講演会の開催など、茨城県と市町村等が同様の取り組みを実施している現状がございます。

議員ご提案のとおり、県と市町村で取り組む方が効果があるもの、身近な市町村が取り組んで効果があるものなどを、さらに検討してまいりたいと考えております。

議長(大関久義君) 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長(澤畠守夫君) 国道50号稲田地区の交通渋滞の緩和に資する、迂回路としての来栖本戸線の整備ということでのご質問かと思えます。

議員ご指摘のとおり、国道50号の稲田地区から飯合地区にかけては、慢性的な交通渋滞を起こしております。こうしたことから、市では交通渋滞を解消すべく、国、県とも連携をとりながら、いろいろ取り組んでまいりましたが、いまだに解決に至っていない現状にあります。本地区の渋滞解消は、長年の課題でもあり、このような取り組みの中で解決策の一つとして、国道50号に並行し、JR水戸線の南側を走る道路計画が浮上してまいったところでございます。今回の合併に際し、この道路計画が合併協議会の中で(仮称)来栖

本戸線として整備対象路線に位置づけられ、さらに昨年、県の合併市町村幹線道路整備支援事業の認定を受けましたので、今年度からは調査に入る予定にしております。

この道路は、稲田地区でプロバンス笠間の南側を走る市道 111号線と接続いたしまして、北関東自動車道（仮称）笠間インターチェンジから、JR水戸線の南側を国道50号と並行するように走り、来栖地内で国道 355号のバイパスに至る、一連のルートを形成しようとする案となっているものでございまして、国道50号の交通渋滞の緩和に非常に効果的な道路であるとともに、地域の一体化に寄与し、合併効果を早急に引き出す路線でございます。そのため、早期に完成に向けて積極的な取り組みをしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 2番石田議員から、農業政策について2点、農業NPOと農業就業体験につきまして質問をいただきました。

2005年、昨年になりますますが農林業センサスの調査がございました。この調査で特に注目しなければならないのは、耕作放棄地の問題であります。2000年調査時の 511ヘクタールから、5年間で 281ヘクタール増加しまして、現在 792ヘクタールございます。これは耕作面積全体の16%を占め、笠間市の農業も兼業化が顕著に進み、大きく変化している状況にございます。

今国会において、先日の6月14日になりますますが、農政改革関連法が成立となりました。全国的にも高齢化が進み危機的状況にある中で、農業政策が抜本的に改正され、戦後続いた政策が大きく転換することになりました。これは、ガットやWTOの世界的な動きの中で、農業を産業化し、国際化に対応しようとする試みでございます。

具体的には、これまでのように農家を一律に支援するものではなく、一定規模以上の農地を持つ認定農業者や地域全体を組織化し、集落全体での土地利用を促進し、担うべき農家を育成するものでございます。圧倒的に兼業農家が多い現状では、笛吹けど踊らず、果たして国の筋書きどおりに進むのか、疑問視する声も聞かれるようです。

また一方では、内閣府の発表によりますと、都市部の住民で週末は田舎の農村、漁村で過ごしたいと答えた人は、50歳代で45.5%と最も多く、そのうち28.5%が田舎での定着を望んでいるようであります。

国ではこのことに注目し、新規就農者については、2007年以降定年退職を迎える、いわゆる団塊の世代を多様な形態での農業労働力として確保していくことが重要であると。こういう中で、中高年層の就農を促していく方針を打ち出しております。これらの状況にかんがみまして、市ではJAや農業改良普及センターなど、農業関係機関と定期的な会議を持ち、就農希望者や定年帰農者、NPO法人、営農支援組織の育成、耕作放棄地対策を図るべく、土地利用全般にわたり、もろもろと検討をしているところでございます。

次に、フリーターやニートを対象に含めた、農業就業体験などの取り組みについての質

問でございます。

初めに述べさせていただきましたとおり、現在、農業従事者の高齢化、後継者不足、農業従事者の減少傾向が顕著であります。脱サラや定年退職者などを含めまして、全国の新規就農相談センターに訪れる方が年々ふえているようでございます。そのうち5割の相談者は39歳以下と見られております。また、一時的な農林、漁業への体験の希望者も年齢別に見ますと、10代から30代の割合が高く、これらのことから、若者の農業への関心があらわれていることがわかります。これら若者の農業に対する意向や就労をめぐる情勢の変化を踏まえまして、若者に対して多様な形態での農業体験の場を提供し、農業の楽しさやおもしろさ、また自然の厳しさや忍耐力、継続性、経営感覚等を学びながら、就農へ導いていくことが重要となってまいりました。

具体的には、多様な就農準備コースの設置、フリーターやニートも対象に含めた農業就業体験等の取り組みを幅広く行うことが必要となります。

国においては、農林水産省と厚生労働省が連携して、「農林業をやってみよう」プログラムを推進し、6カ月間の合宿研修、チャレンジファームスクールやハローワークにおける若者に対する職業相談の充実に取り組み、農業への若者の雇用等を促進しております。また、県におきましても、いばらき営農塾を開校するなど、就農予定者の支援を行っており、今年度は当市から2名が受講されております。

このような国の方針が打ち出されつつある中で、当市といたしましても、農業関係機関と連携し、長期的な視点に立ち、多様な農業体験の場の提供を進めてまいりたいと考えております。

しかし、現実的には、これら若者の就農希望者がありましても、土地の問題、農業機械や施設の問題、栽培技術の問題、経営資金の問題、さらに、受け入れ態勢等の多くの課題をクリアしなければなりません。非常に難しい問題がありますが、このような取り組みが耕作放棄地等の増加の抑制や、地域農業の振興と発展につながり、ひいては国土保全に資するものと考えております。

続きまして、(仮称)笠間健康文化ロード散歩道をとの質問でございますが、これは笠間の歴史や文化、さらに芸術や山並み、豊かな自然環境を歩きながら、健康づくりをしながら、また観光の視点からも遊歩道を整備して、いわゆる、ヨーロッパのロマンチック街道や巡礼の道をイメージしてのことと考えられます。

現在、笠間市には関東ふれあいの道で2路線、焼き物とお稻荷さんへの道と、楞巖寺など自然林を歩く道、そのほか、岩間駅から愛宕山、吾国山を經由しまして福原駅までの7時間のコースがございます。

議長(大関久義君) 佐白山のことを聞いているのだから。

産業経済部長(青木 繁君) このほか、近年、日本ウオーキング協会による全国で美しい歩いてみたいコース 500選へ、芸術の森から佐白山、稻荷神社への道として12キロメ

ートのコースが選ばれたところでございます。

また、一般市民の間では、健康増進ブームによりまして、早朝や夕方に夫婦やグループで散策を楽しんでいる姿をよく目にする機会がふえております。

さて、当市における観光は、イベント主体の見せる観光で、開催中は非常に多くの観光客が訪れますが、そのほかの期間は静かで、にぎわいと閑散さが同居し、結果的には後継者はできない、施設投資はしない、食も土産も弱く、訪れる観光客に満足していただいているか疑問もございます。

平成10年4月にオープンしました工芸の丘や、県の整備によります芸術の森公園が年々充実し、ギャラリーロードの変化の兆しが見受けられます。しかし、半面、笠間の最も売りにしなければならない佐白山周辺が寂しい状況であることは、ご承知のとおりでございます。

今般、財団法人笠間市開発公社から指定寄付金をいただき予算計上しました1億1,000万円は、佐白山及び稻荷神社周辺から芸術の森公園との周遊性を持たせる観光ルートを設定し、市内への誘導を図るがための事業として計画しているところでございます。

また、長年の懸案事項であります佐白山つつじ公園への道路や駐車場の大型車両の問題につきましても、観光振興基本計画に盛り込み、佐白山、北山公園、愛宕山への周遊性を視野に入れ、グリーン・ツーリズム、アグリ、スカイロッジ、広いエリアと知的資源を十分に活用しながら、新しい笠間市として魅力あるまちづくりを推進し、通年型及び滞在型観光を念頭に置いて進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（大関久義君） 2番石田安夫君。

2番（石田安夫君） つつじ園が抜けておりました。大型バスをという話があるのですけれども、よろしくお願ひします。

2回目になってしまったのですけれども、男女共同参画ということで市長の答弁をいただきました。隣の水戸市でも、今年度から男女が対等に暮らしていける社会に対して、男女共同参画社会づくり功労賞というのを創設したということなので、ぜひ市でもそういう方向性で考えていただければいいかなと思います。

あと、最初の来栖本戸線の早期実現をということで、先ほども成田議員の質問の中にもちょっとありましたけれども、その内容を聞きますと、七、八年でつくるんだ、10年でつくるんだという話です。それで、市長の施政方針の中に、確かにやりますよということは載っておりますが、予算措置がとれていないということ、18年度の予算措置が入っていない。やりますよというけれども、予算措置は何もされていないということ。

あとは、平成19年度に高速道路の福原地区のインターが、（仮称）笠間インターができますよね、19年の暮れに。それに向けて福田地区の交通渋滞をどうするのか、その辺をもう一度答弁していただければと思います。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） まず、2点ほどございますが、今年度の予算措置はどうかというお話だと思います。

実はこの道路につきましては、間もなく地元説明会に入る予定でございます。この地元説明会でルート概要についてご説明いたしまして、その中で了解が得られれば、測量等の作業に入っていきたいと思っております。その際は、また今ある調査費の中で流用するなり、場合によっては、補正ということで対応させていただきたいと思っております。

また、19年の秋に県関東自動車道の笠間インターチェンジが供用される予定になっております。この際に、50号の稲田地区の交通渋滞がどうなるかということでございますが、いろいろ考え方はあろうかと思っておりますが、一つには、逆に笠間インターチェンジができることによって、50号稲田地区を走っていた車が北関東自動車道に転換する可能性も高いものと思われまゝ。いずれにいたしましても、今後の状況を見ながら、いろいろ検討していきたいと思っております。

また、この件については非常に地域として困っていることですので、私どもとしては、来栖本戸線は市の責任として頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 2番石田議員の再度の質問にお答えします。

再度の質問というよりは、つつじ園の詳細について答弁をしなかった関係ですが、まずつつじ園ですが、つつじ祭りもことしで35回を終了したばかりでございます。非常に眺望がよい半面、山の上ということで、なかなか課題、問題も多く抱えて現在まで来ております。年間今まで最高で7万人入っていますが、現在では5万人から6万人の間を行ったり来たりする入園者でございます。そういう中で大きな課題としましては、1番の課題はつつじ祭り期間中はたくさんの方が来てくれておりますが、期間外となると本当に閑散としているというのが現状でございます。

そういう中で課題問題をとらえた中では、ご指摘のように、大型バスが上まで上がれないのも一つの大きな要因と考えております。そういう中では、道路の拡張というのはそう簡単にいきませんので、佐白山とつつじ公園のちょうど間にあります市道ですね、あれを都市建設と協議しながら、観光基本構想に盛り込みながら、道路整備をしながら、安定的なお客を導入しながら、年間を通して人を引きつけていきたいということで考えております。

議長（大関久義君） 2番石田安夫君。

2番（石田安夫君） 来栖本戸線をもう一度、要するに高速道路ができたなら緩和するんだという意見ですか。高速道路ができたならば、笠間は観光地で、人が来るんですよ。降りてくるわけですよ。来栖本戸線ができれば、稲田地区の交通渋滞も緩和するわけですよ。僕はそういうことで質問したわけです。

あともう1点は、国道50号線の笠間地区の2車線化が、これから進むわけです。施政方針の中にも入っていますけれども、そうすると余計混むのではないですか。どうするのですか、一体。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 私が申し上げましたのは、50号線で笠間を通過しているような車両については、北関東自動車道の方に移る可能性はあるのではないかと申し上げました。

確かに高速道路ができますと、広域的なところから笠間市に集まってくる車両は多くなるとは思います。したがって、私どもとしては、国の方とも連絡調整をとりながら、国道50号に対しても、やれるものはやっていただくように要望を申し上げますし、私どもとしてやることは、一生懸命やらせていただきたいと思います。ただ、やり方については、また皆様方のご意見とかご協力を賜りながら進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（大関久義君） 2番石田安夫君の質問が終了いたしました。

散会の宣告

議長（大関久義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

午後2時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 金 澤 克 彦

署 名 議 員 蛭 澤 幸 一